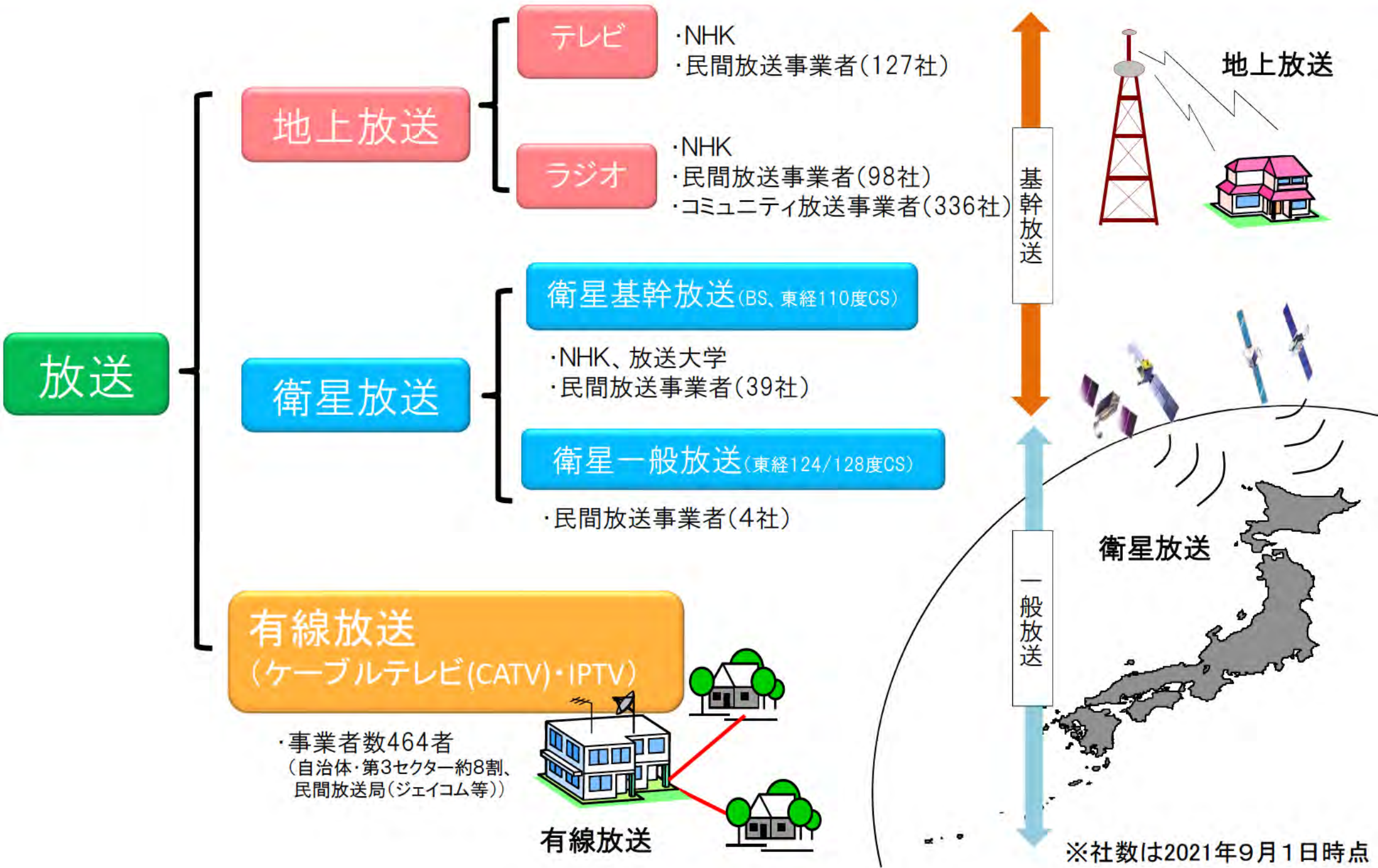


放送を巡る現状

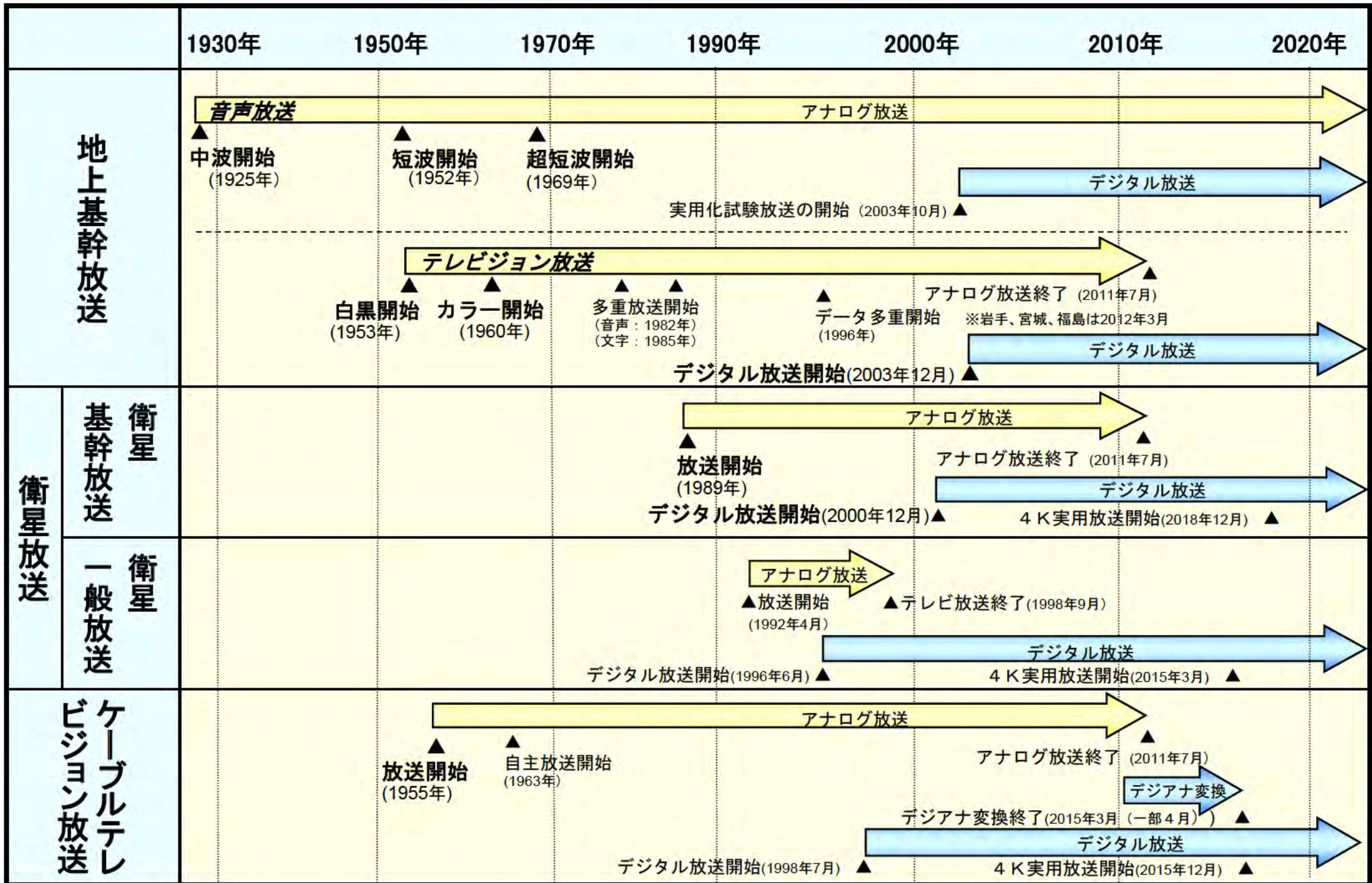
デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和3年11月8日

1. 放送の参入状況と取り巻く環境の変化



我が国の放送メディアの進展



系列別民間地上基幹放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)(令和3年10月1日時点)

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	東京都	群馬	栃木	茨城	埼玉	千葉	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	富山	石川	福井	愛知	岐阜	三重	大坂	滋賀	京都	奈良	兵庫	和歌山	鳥取	島根	岡山	香川	徳島	愛媛	高知	広島	山口	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄		
JNN(28局)	北海道放送	青森テレビ	アイビィシー岩手放送	東北放送		テレビ山形	テレビユー福島	TBSテレビ							新潟放送	信濃放送	テレビ山梨	静岡放送	チーリングテレビ	北陸放送					毎日放送					山陽放送																			
NNN(36局)	札幌テレビ放送	青森放送	テレビ岩手	宮城テレビ放送	秋田放送	山形放送	福島中央テレビ	日本テレビ放送網		テレビ新潟放送網	テレビ静岡	山梨放送	静岡第一テレビ	北日本放送	福井放送	中京テレビ放送									読売テレビ放送				日本海テレビジョン放送																				
FNN(28局)	北海道文化放送		岩手めんこいテレビ	仙台放送	秋田テレビ	さくらんぼテレビジョン	福島テレビ	フジテレビジョン		NBS新潟総合テレビ	長野放送		テレビ静岡	富山テレビ放送	石川テレビ放送	福井テレビジョン放送	東海テレビ放送								関西テレビ放送				山陰中央テレビジョン放送																				
ANN(26局)	北海道テレビ放送	青森朝日放送	岩手朝日テレビ	東日本放送	秋田朝日放送	山形テレビ	福島放送	テレビ朝日		新潟テレビ21	長野朝日放送		静岡朝日テレビ	北陸朝日放送	福井放送	名古屋テレビ放送								朝日放送テレビ					瀬戸内海放送																				
TXN(6局)	テレビ北海道							テレビ東京																	テレビ大阪																								
その他(13局)								東京メトロポリタンテレビジョン	群馬テレビ	テレビ山梨	千歳テレビ放送													三重テレビ放送																									

フルネット局

クロスネット局

※ 赤字はラジオ・テレビ兼営社

① 放送法に基づく受信料を主たる財源とする特殊法人

第15条 協会は、公共の福祉のために、**あまねく**日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による**国内基幹放送**（中略）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて**国際放送**及び**協会国際衛星放送**を行うことを**目的**とする。

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての**契約をしなければならない**。ただし（中略）**ラジオ放送**（中略）に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、**この限りでない**。

<参考> 2020年10月1日以降の**月額受信料**

地上放送のみ **1,225円**

地上放送+衛星放送 **2,170円**（通称「衛星付加受信料」）

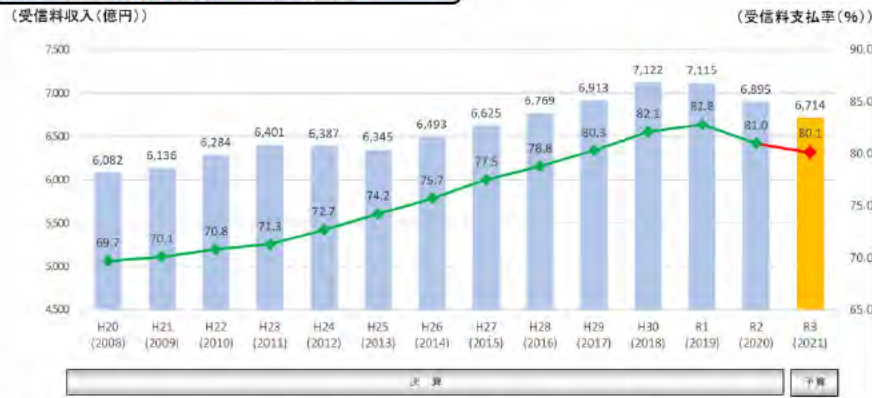
② 組織

経営委員会（12名）

理事会（会長、副会長、理事（10名））

- ・国内：放送センター他53放送局
- ・海外：4総局、27支局（R3.3月末）
- ・職員数：10,175人（R3.3月末）

④ 受信料収入と支払率



注1)2012年から消費税の会計処理について税抜方式に変更したため、2011年までの受信料収入については、税込額の数値から税抜額を試算したものの。

注2)2012年10月より、月額120円の受信料値下げを実施。

注3)2014年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更。

注4)2019年10月からの消費税率引上げ時に受信料額を据え置き。

注5)2020年10月から地上、衛星契約ともに受信料額を2.5%引下げ。

③ 業務

必須業務（目的達成業務）

国内基幹放送

■ テレビジョン放送

地上放送 **2ch**（総合・教育）

衛星放送 **4ch**（BS1・BSプレミアム・BS4K・BS8K）

■ ラジオ放送 **3ch**

第1（AM）・第2（AM）・FM

国際放送

■ テレビジョン放送（衛星）

外国人向け英語放送「NHKワールド JAPAN」

邦人向け日本語放送「NHKワールド・プレミアム」

■ ラジオ放送（地上（短波・中波・FM）、衛星）

18言語による外国人向け放送「NHKワールド JAPAN」

日本語による在外邦人向け放送「NHKワールド・ラジオ日本」

任意業務（できる業務）

■ インターネット活用業務

（テレビ・ラジオの放送番組をインターネットで配信する業務等）

⇒ **NHKは実施基準を作成し、総務大臣の認可を受けることが必要等**

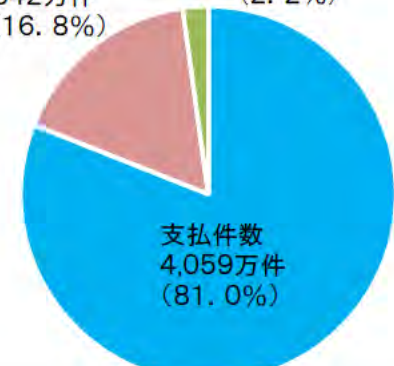
令和3年3月末の受信料の支払い状況

総契約対象件数
5,011万件

未契約件数
842万件
(16.8%)

未収件数
110万件
(2.2%)

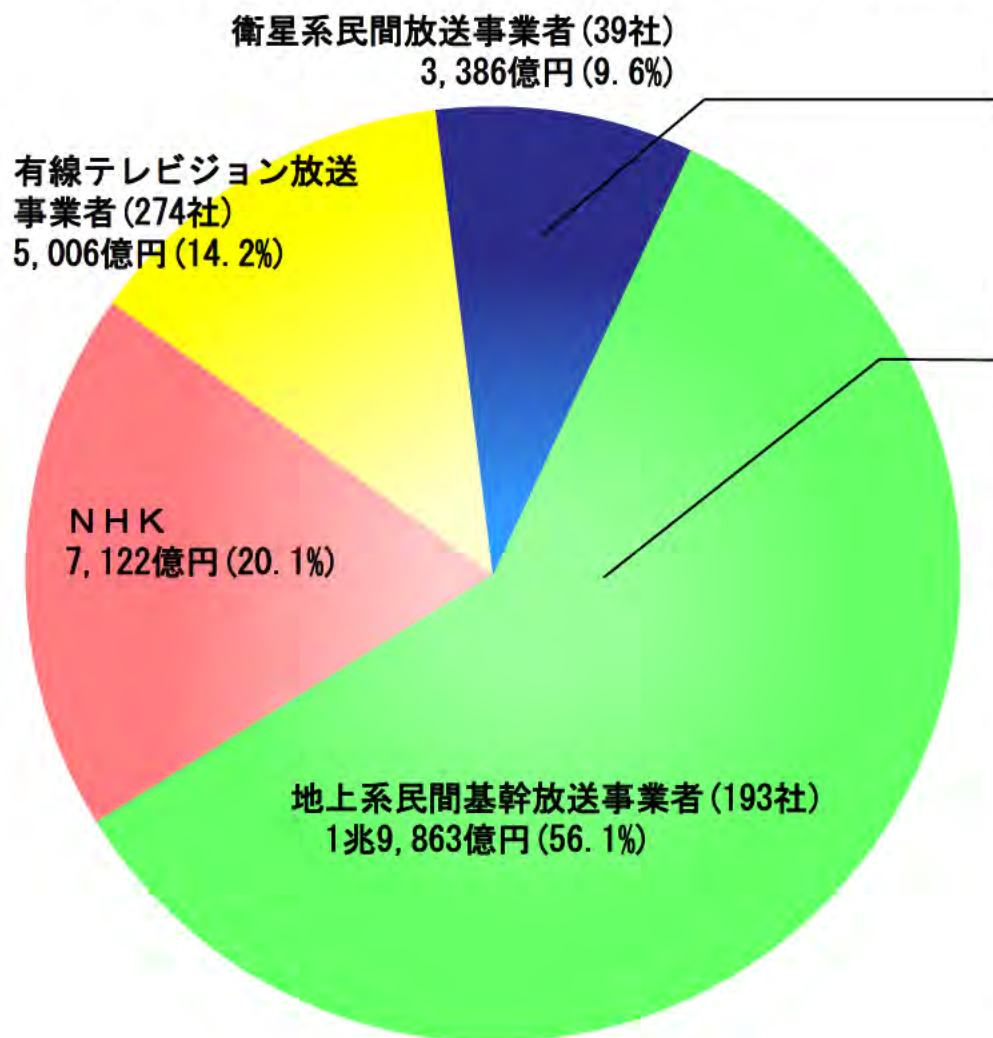
支払件数
4,059万件
(81.0%)



放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、令和2年度において、3兆5,377億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が56.1%、NHKが20.1%、有線テレビジョン放送事業者が14.2%、衛星系民間放送事業者が9.6%を占めている。

放送メディアの収入 令和2年度 3兆5,377億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

衛星基幹放送 (BS放送) (20社)	2,023億円 (5.7%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (20社)	772億円 (2.2%)
衛星一般放送 (4社)	592億円 (1.7%)

【地上系民間基幹放送事業者内訳】

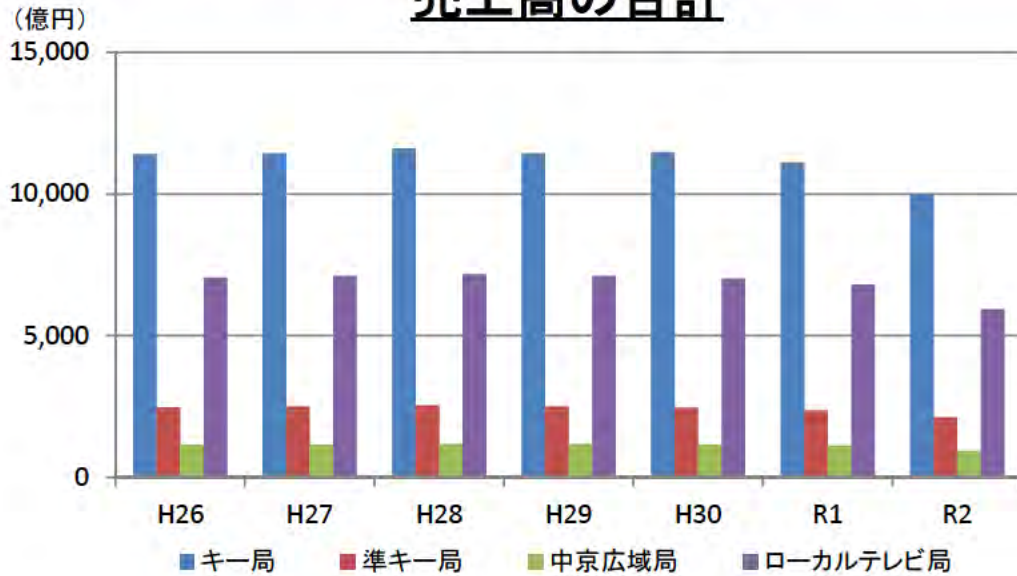
テレビジョン放送単営 (95社)	1兆6,619億円 (47.0%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (32社)	2,330億円 (6.6%)
その他(※)単営 (66社)	915億円 (2.6%)

※…AM (15社)、短波 (1社) 及びFM (50社)

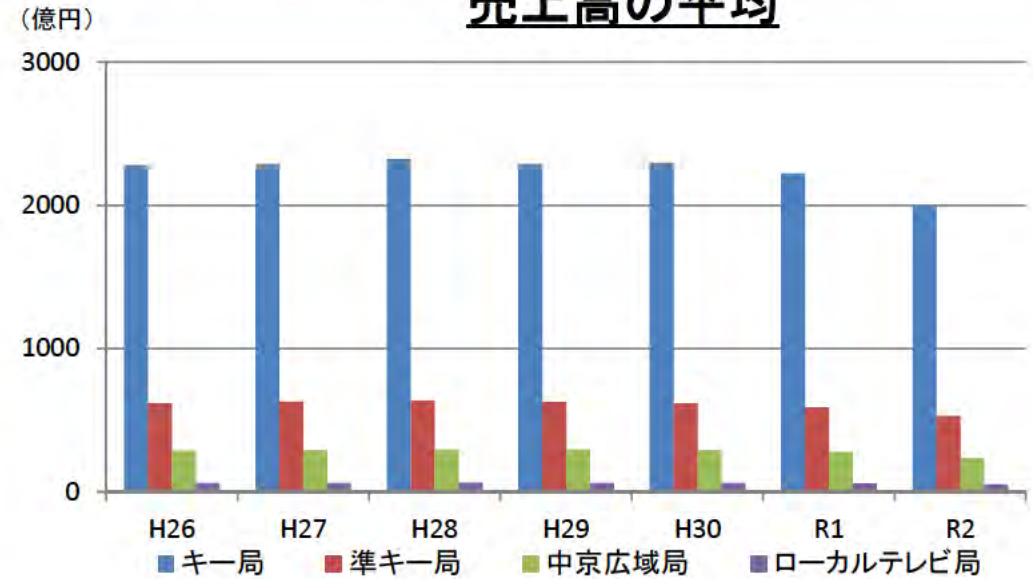
- (注1) () 内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注2) 「地上系民間基幹放送事業者」には、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入、経常事業外収入及び特別収入の和から未受信料欠損償却費を差し引いた値。
- (注4) 放送大学学園を除く。
- (注5) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
- (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が4社存在し、また、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在するため、総数(39社)とは一致しない。

地上系民間基幹放送事業者(テレビジョン放送)に係る収支の推移

売上高の合計



売上高の平均

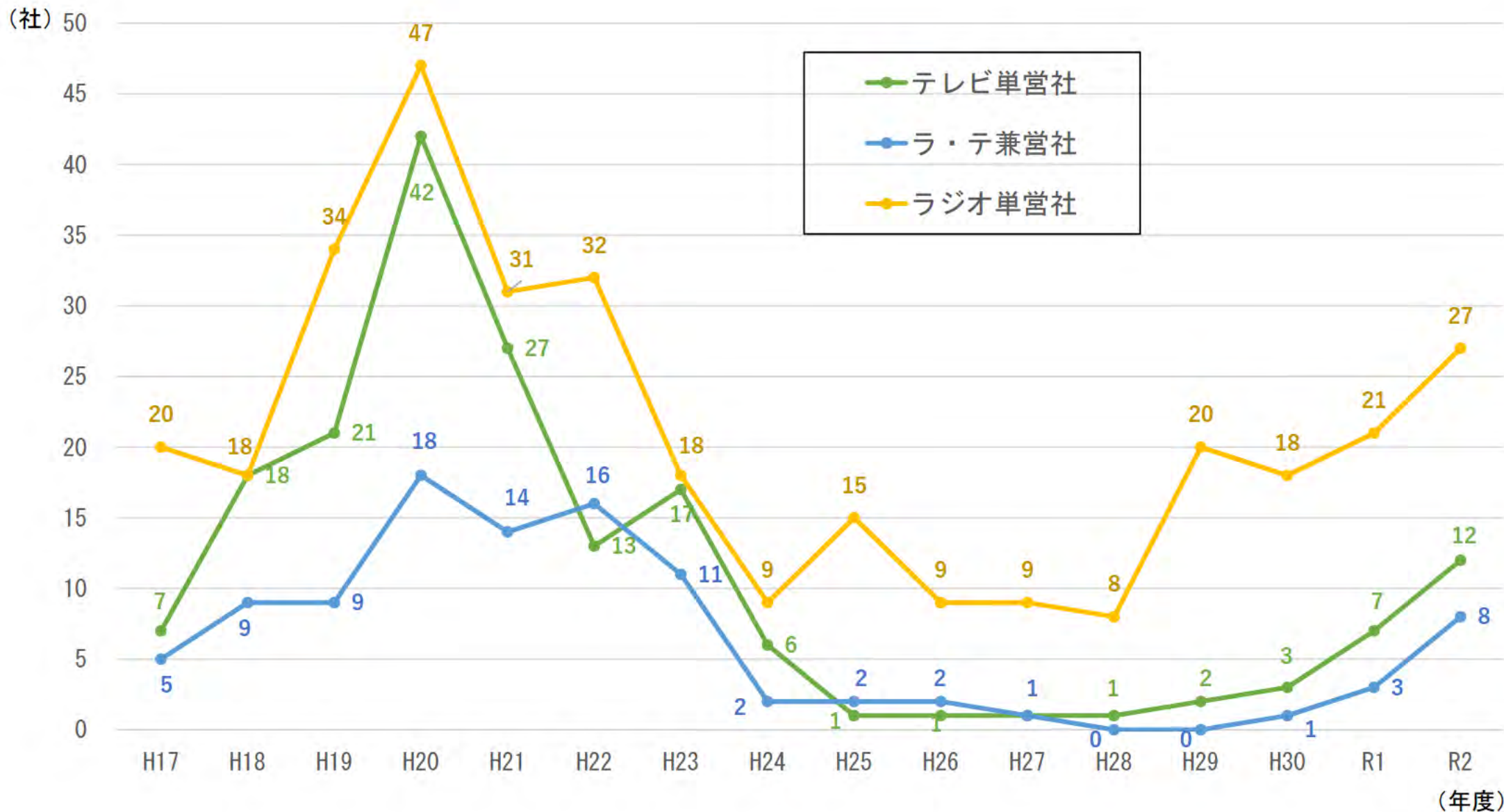


(単位:億円) ()内は1社平均

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
キー局 (5局)	売上高	11,402(2,280)	11,428(2,286)	11,612(2,322)	11,433(2,287)	11,486(2,297)	11,110(2,222)	9,963(1,993)
	営業損益	668(134)	730(146)	722(144)	705(141)	733(147)	590(118)	525(105)
準キー局 (4局)	売上高	2,474(619)	2,511(628)	2,543(636)	2,508(627)	2,466(617)	2,363(591)	2,118(530)
	営業損益	140(35)	145(36)	158(40)	146(36)	136(34)	44(11)	53(13)
中京広域局 (4局)	売上高	1,151(288)	1,157(289)	1,175(294)	1,172(293)	1,160(290)	1,120(280)	934(234)
	営業損益	121(30)	113(28)	99(25)	96(24)	88(22)	67(17)	35(9)
ローカル テレビ局 (114局)	売上高	7,055(62)	7,112(62)	7,170(63)	7,107(62)	7,012(62)	6,806(60)	5,933(52)
	営業損益	575(5)	586(5)	566(5)	490(4)	423(4)	306(3)	165(1)

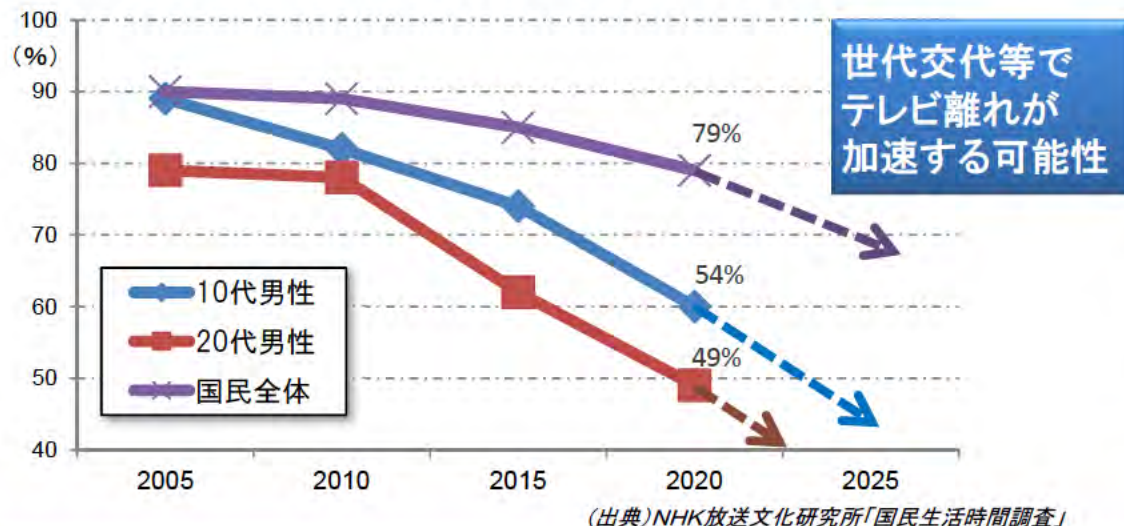
赤字社数の推移(地上テレビ・ラジオ事業者)

▶ 地上系テレビジョン及びラジオ放送事業者（コミュニティ放送除く。）の赤字社数は、平成20年度のリーマン・ショック以降は減少傾向にあったが、近年は再び増加している。

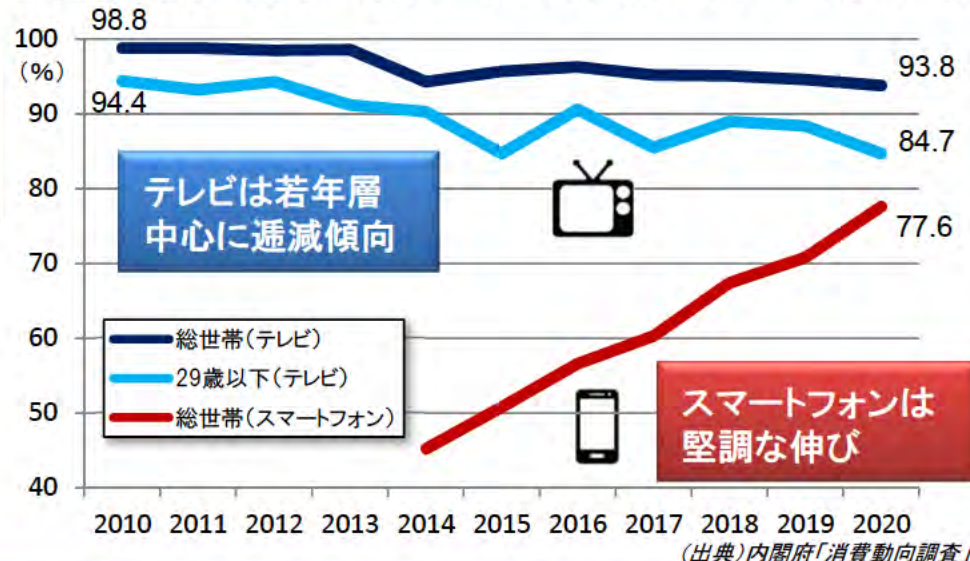


若者を中心としたテレビ離れ

■1日15分以上テレビを見る率（「行為者率」：平日平均）

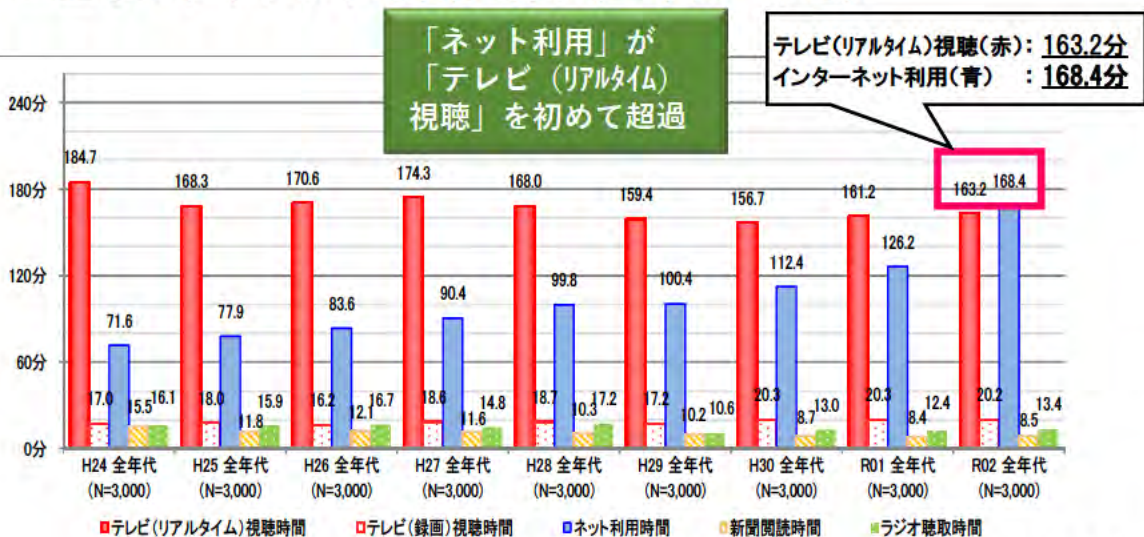


■世帯主別普及率「カラーテレビ」対「スマートフォン」

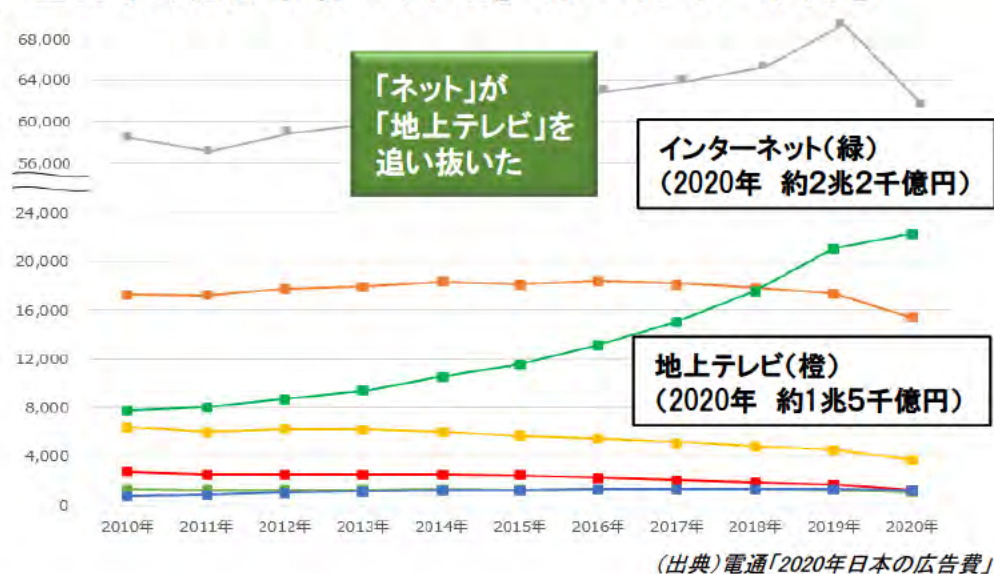


インターネット利用の進展

■主なメディアの平均利用時間（全年代・平日）



■日本の広告市場「テレビ」対「インターネット」



- テレビチューナーを搭載せず、インターネットへの接続を可能とするOSを搭載し、YouTubeやNetflix等の動画配信サービスを視聴することが可能な機器が登場。

具体例

- ソニーは、2018年7月に「液晶モニター ブラビア」として『BZ35F/BZシリーズ』6機種を発売。また、2021年7月に、4K業務用ディスプレイ「ブラビア」3シリーズ9機種の発売を開始。
- いずれの機種も、テレビチューナーは搭載していない一方、OSとしてAndroid TVを搭載しており、インターネット動画が視聴可能。
- 主な用途としては、会議室のモニター、店舗での商品紹介やメニュー表示、学校用の大型提示装置や医療機関の待合室のサイネージなどが想定されており、法人向けに販売。

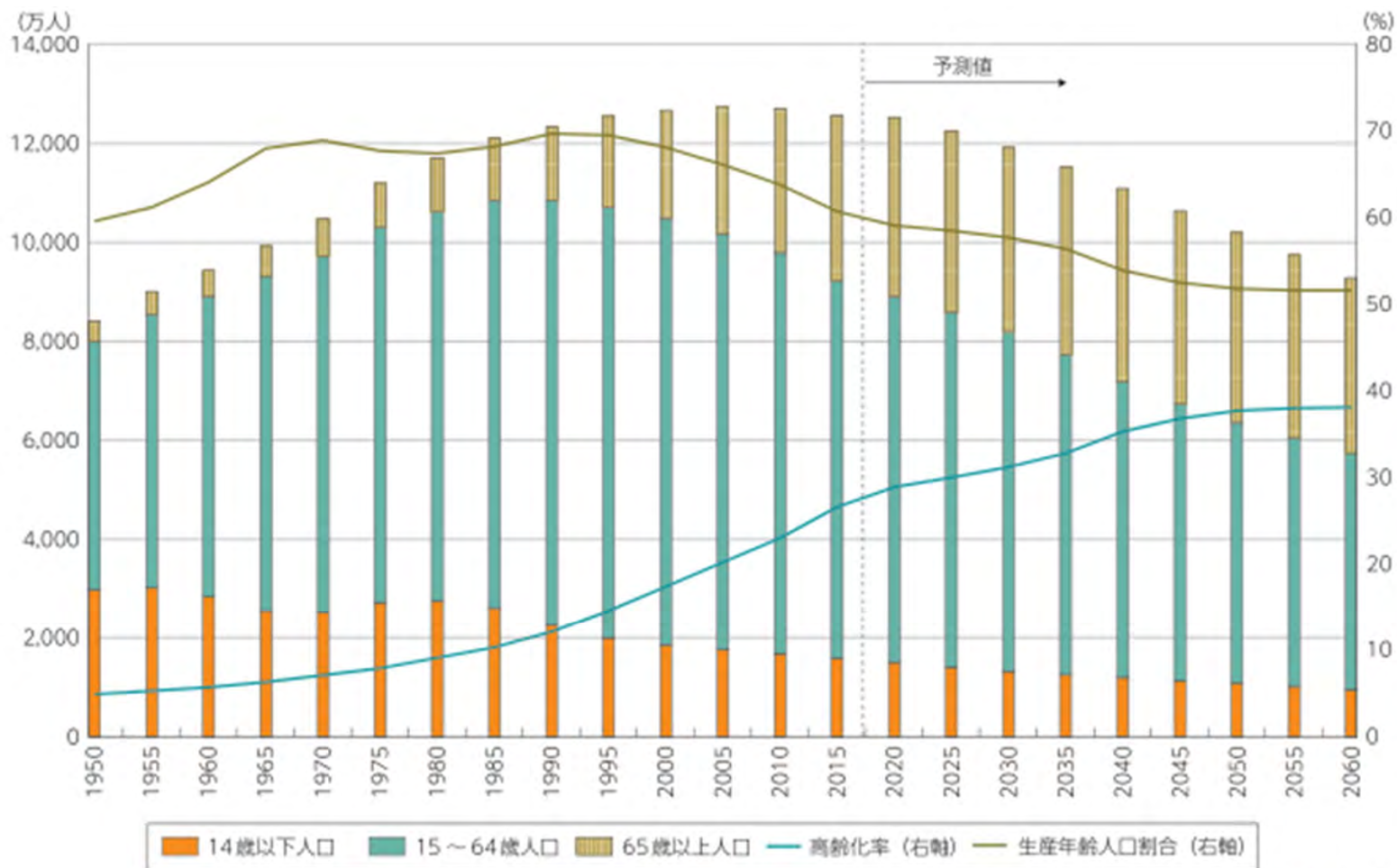
<4K業務用ディスプレイ ブラビア (BZ30J/BZ、BZ35J/BZ、BZ40J/BZシリーズ)>



『FW-100BZ40J/BZ』(左)と、会議室での使用イメージ(右)

我が国人口の推移と将来推計

- 我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2055年には1億人を下回ることが予測されている。
- また、生産年齢人口割合は、2020年には59.1%であるが、2055年には51.6%にまで減少すると見込まれている。

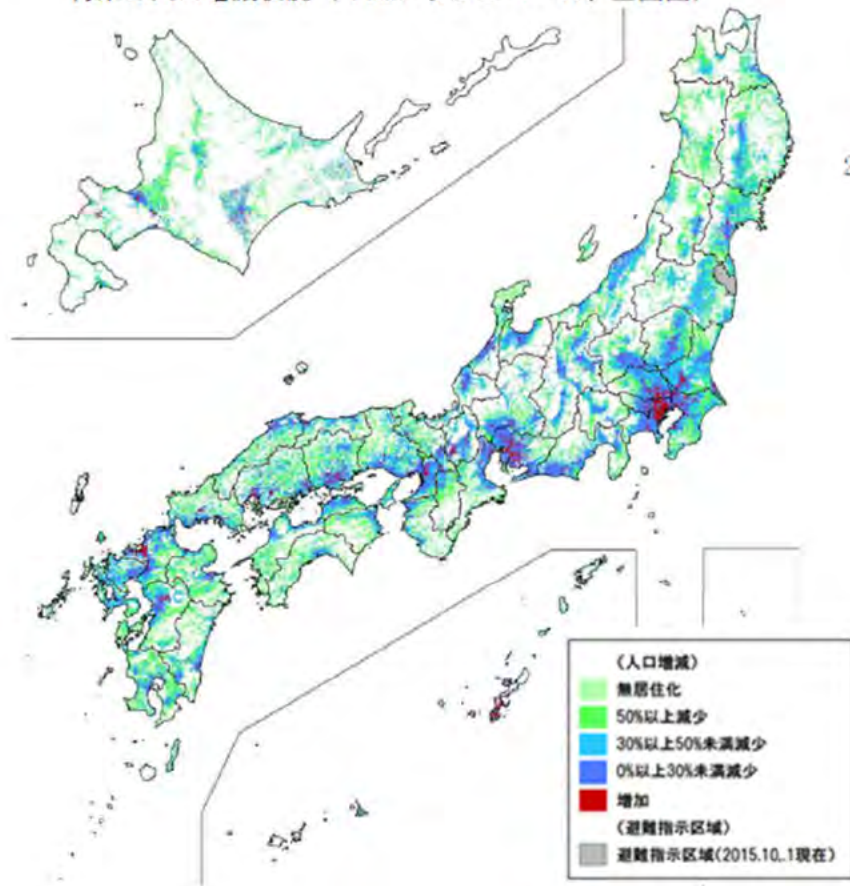


(出典) 総務省統計局「国勢調査結果」^{*7}、国立社会保障・人口問題研究所(2017)「日本の将来推計人口」^{*8}を基に作成

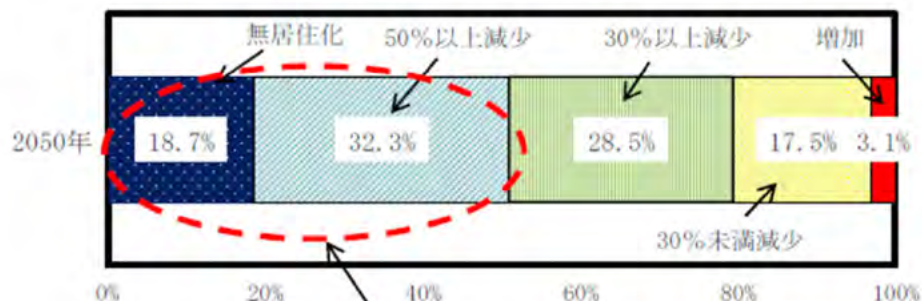
2050年には国土の約2割が無居住化、人口規模が小さい市町村ほど顕著

- 平成27年国勢調査時点の居住地は国土の約5割となっている。2050年には、全国の居住地の約半数で人口が50%以上減少し、人口の増加がみられる地域は都市部と沖縄県等の一部の地域に限られる。
- また、人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村で、人口がおよそ半分に減少する可能性。

将来の人口増減状況（1kmメッシュベース、全国図）

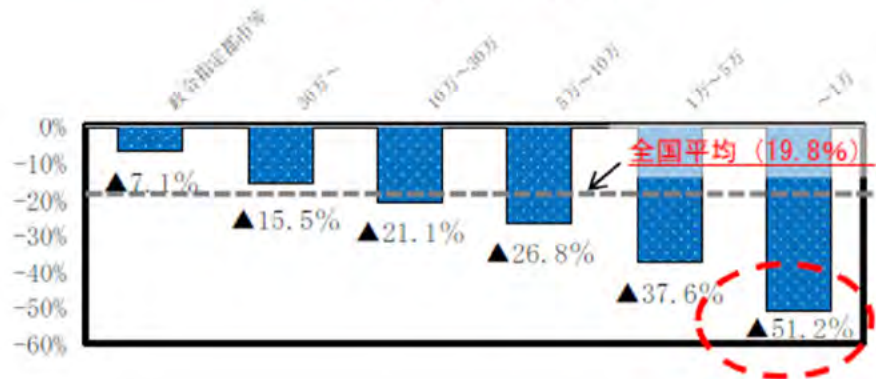


人口増減割合別の地点数（1kmメッシュベース）



全国の居住地の約半数（有人メッシュの51%）で人口が半減

市区町村の人口規模別の人口減少率



(備考) 1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等より、国土交通省国土政策局作成。
 2. 左図で、平成27年国勢調査時点(平成27年10月1日現在)における避難指示区域を黒塗り(斜線)で示している。

2. 放送の位置付け・役割

	放送	(参考) 通信
基本的性格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1対多 ・ 片方向 (事業者→視聴者) ・ 社会的 (ソーシャル、パブリック) 社会への影響力が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1対1 ・ 双方向 ・ 個人的 (パーソナル)
事業者の責務	番組編集の自由を有するが、公序良俗や政治的公平など、自らの放送する番組内容に責任を有する。	自らが取り扱う通信の中身に立ち入ってはならない。
憲法の関連条文	(日本国憲法 第21条第1項) 集会、結社及び言論、出版その他一切の <u>表現の自由</u> は、これを保障する。	(日本国憲法 第21条第2項) 検閲は、これをしてはならない。 <u>通信の秘密</u> は、これを侵してはならない。

<主要な規律>

○ 放送番組編集の自由(放送法第3条)

放送番組の編集には、原則として、他者(国を含む。)は介入できない。

○ 番組準則(放送法第4条)

放送番組の編集に関する最低限のルールとして、放送事業者は、①公序良俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実を曲げないですること、④多角的な論点を明らかにすることが求められている。

○ 番組基準(放送法第5条)・放送番組審議機関(放送法第6条)

放送事業者は、上記ルールを守るため、自ら定める番組編集基準に従って番組を編集しなければならない。なお、番組編集基準は、自社内に設ける「放送番組審議機関(外部有識者により構成)」という第三者的な組織により審議され、自己規律が働く仕組みとなっている。

また、第三者の立場から自主的に視聴者の人権擁護等を行うための組織として、BPO(放送倫理・番組向上機構)が存在する。

第1条【目的】

- ◆次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。
 - 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
 - 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

- ◆放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第4条第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第5条【番組基準の策定】

- 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第6条【番組審議機関の設置】

- 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

参 考：放送倫理・番組向上機構（BPO）

平成15年(2003年)7月、NHKと民放連は、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」を共同で設立。BPOは放送法に基づく機関ではなく、放送事業者の自主的な取組により設立されたもの。

運営体制

理事長：濱田 純一氏
(前東京大学総長)
理事9名 (NHK3名、民放連3名、外部3名)、監事2名 (NHK1名、民放連1名)、評議員7名

放送倫理検証委員会

- 放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるための審理又は審議を行う。
- 虚偽の放送が行われた疑いがある場合は、調査・審理して「勧告」、「見解」等を公表。

放送と人権等権利に関する委員会

- 放送による人権侵害の被害を救済するため、苦情申立人と放送局とが相容れない状況にある苦情を審理する。
- 「勧告」又は「見解」を公表。

放送と青少年に関する委員会

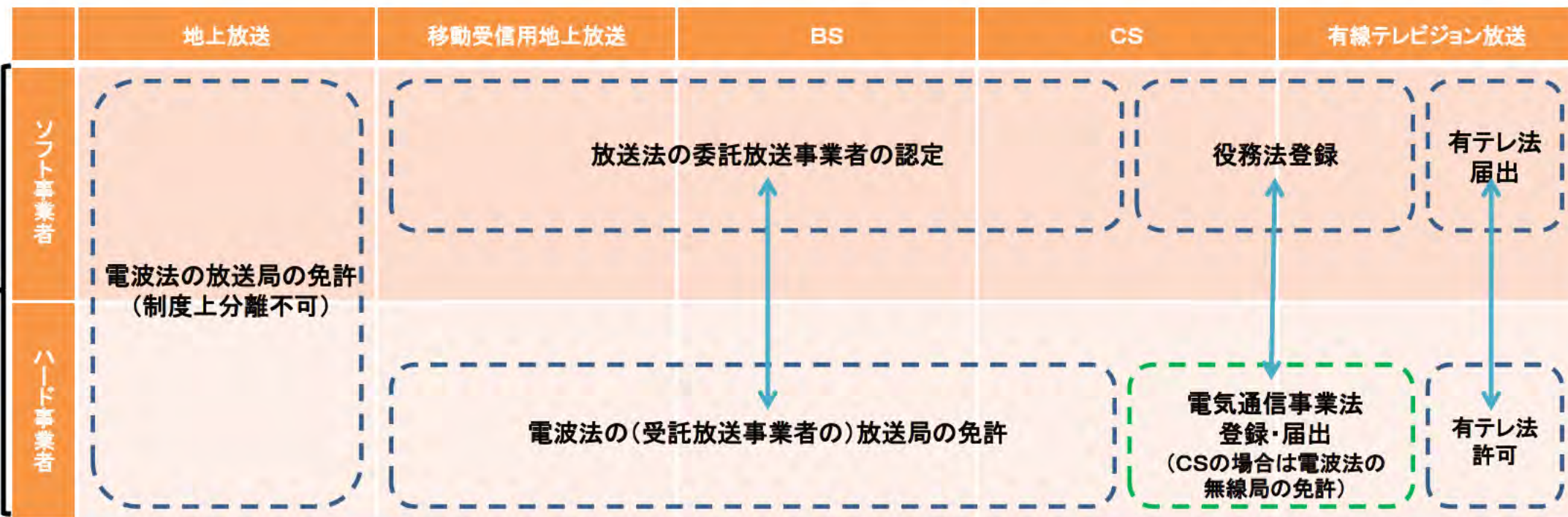
- 青少年に対する放送番組に関する視聴者意見を基に審議する。
- 「見解」等や審議の内容、視聴者意見等を放送事業者に通知し、公表。

放送法制における主な規律の適用関係

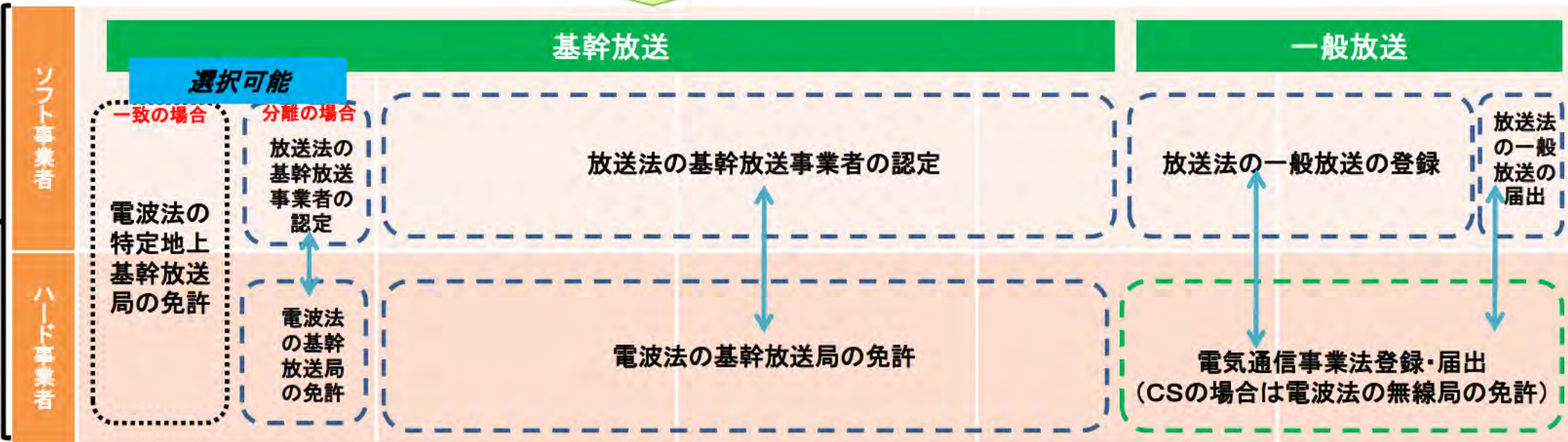
主な規律		放送の区分	基幹放送	一般放送		
			<ul style="list-style-type: none"> 地上基幹放送 衛星基幹放送 移動受信用地上基幹放送 	右以外の放送	有線ラジオその他受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的小さいもの	
周波数割当計画(基幹放送用割当可能周波数の確保)			○		×	
基幹放送普及計画			○		×	
基幹放送用周波数使用計画			○		×	
放送の業務への参入	参入手続		認定 ※HS一致の特定地上基幹放送については、電波法による無線局免許	登録	届出	
	HS一致/分離の選択可能性		○	○	○	
	参入要件	経理的基礎		○	×	×
		技術的能力		○	○	×
		技術基準(安全信頼性・標準方式)		○	○	×
		周波数使用基準		○ (衛星基幹放送のみ適用)	×	×
		表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)		○	×	×
		外資規制		○	×	×
比較審査		○	×	×		
番組規律	放送番組編集の自由(§3) 番組準則(§4I) 字幕放送等の努力義務(§4II) 訂正放送の義務(§9) 再放送の同意(§11) 候補者放送の義務(§13) 内外放送の放送番組の編集における外国地域の自然的経済的文化的諸事情の考慮努力義務(§14)		○	○	○	
	番組基準の策定義務(§5) 放送番組審議機関の設置(§6)		○ (臨時かつ一時の目的の放送等を除く)	○ (臨時かつ一時の目的の放送等を除く)	×	
	番組調和原則の適用(§106I) 教育番組の計画・内容の公表義務(§106II) 放送番組の種別等の公表等義務(§6、§107) 災害放送の義務(§108) 学校向け放送における広告の制限(§109) 放送番組の供給に関する協定制限(§110)		○ (番組調和原則と放送番組種別の公表は、総合編成のテレビジョン放送のみに適用)	×	×	
技術基準の適合維持義務(§111、§112、§121、§136) 重大事故の報告義務(§113、§122、§137)			○	○	×	
有料放送の約款届出・公表義務(§147)			○	×	×	
有料放送の説明義務等(§148～§151)			○	○	○	

放送の参入制度(放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)による改正)

改正前



改正後



放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、基幹放送普及計画において規定(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

基幹放送事業者は、放送対象地域内で、当該基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

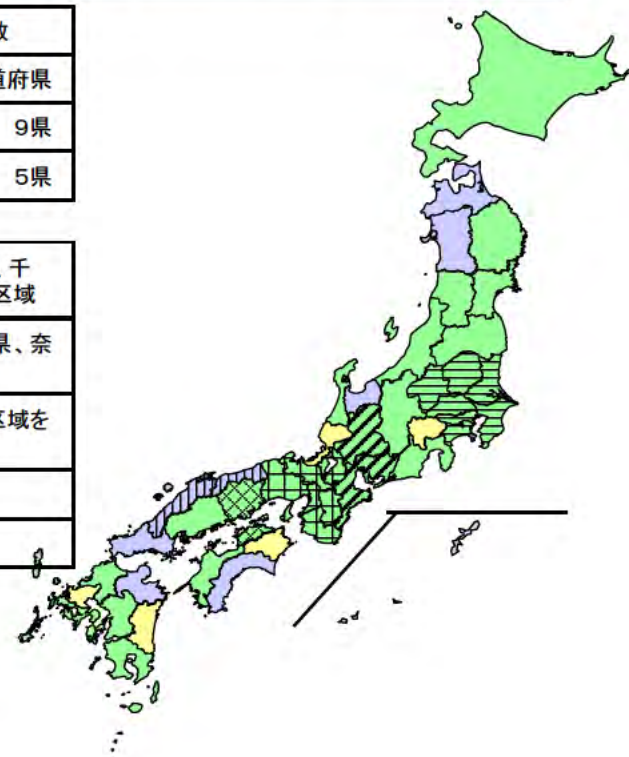
- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、民間基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上テレビジョン放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 民間基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

		都道府県数
	4事業者以上	33都道府県
	3事業者	9県
	2事業者以下	5県

	関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域
	近畿広域圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
	中京広域圏: 岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



- NHKは、中波放送と超短波放送のいずれか及びテレビジョン放送が、全国において受信できるように措置することが義務付けられている。
- 地上系基幹放送事業者は、その放送対象地域内で、放送があまねく受信できるように努めることとされている。

○放送法(昭和25年法律第132号)

(義務)

第二十条 (略)

2～4 (略)

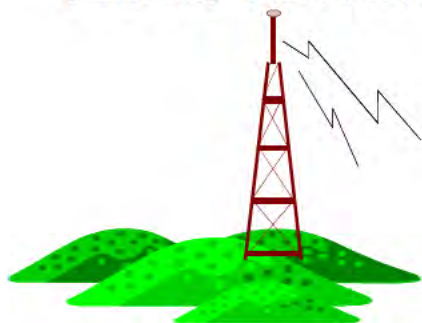
5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。

6～19 (略)

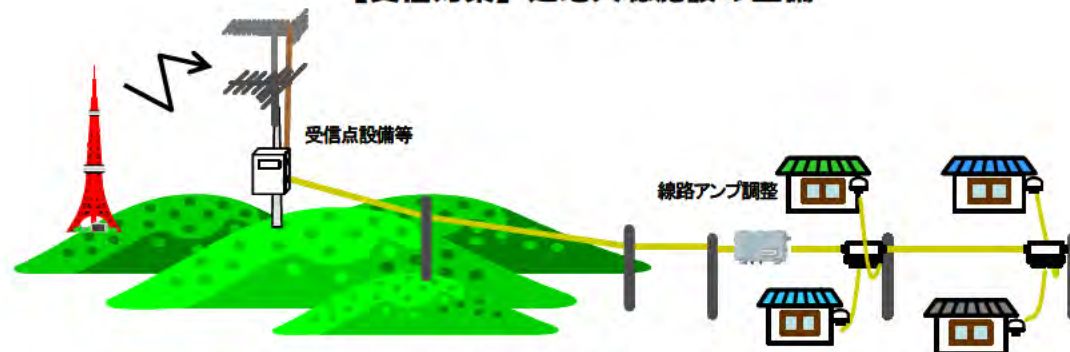
(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

【送信対策】中継局の整備



【受信対策】辺地共聴施設の整備



※自治体や地域住民による共聴組合等が設置する場合がある。

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等
(東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

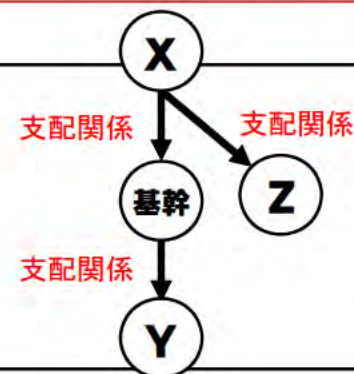
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

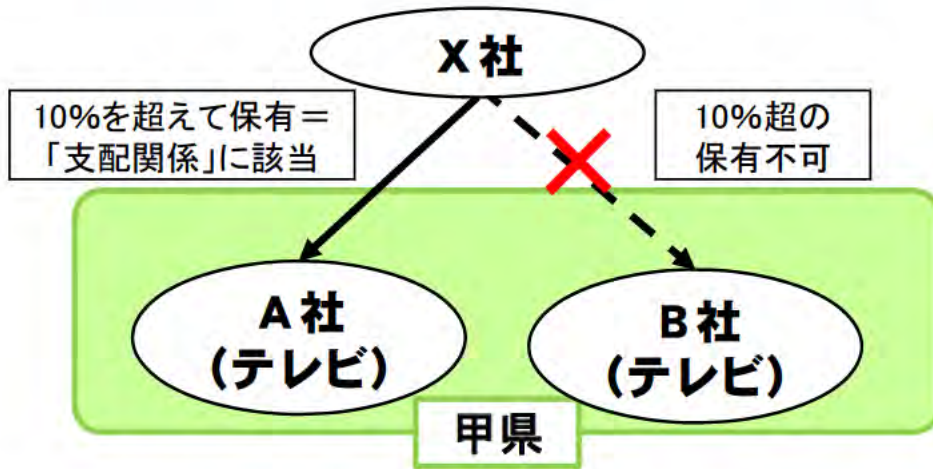
<認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分> (放送法第93条第1項第5号)

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

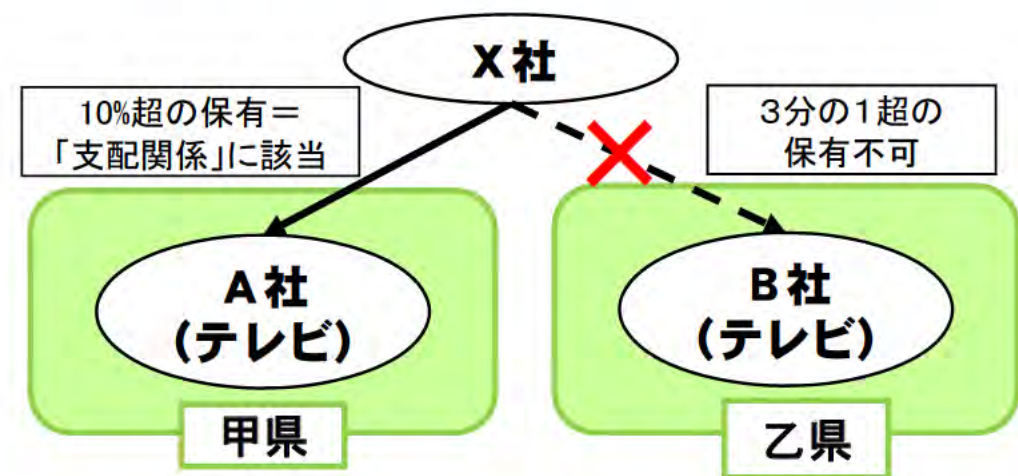
- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)



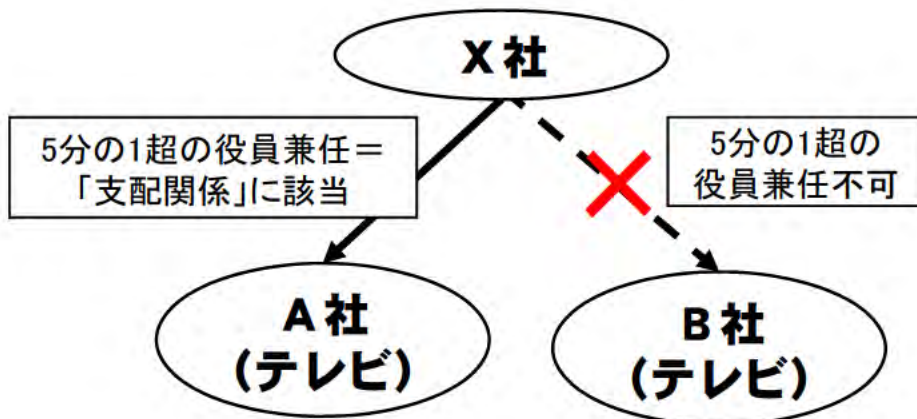
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複する場合)



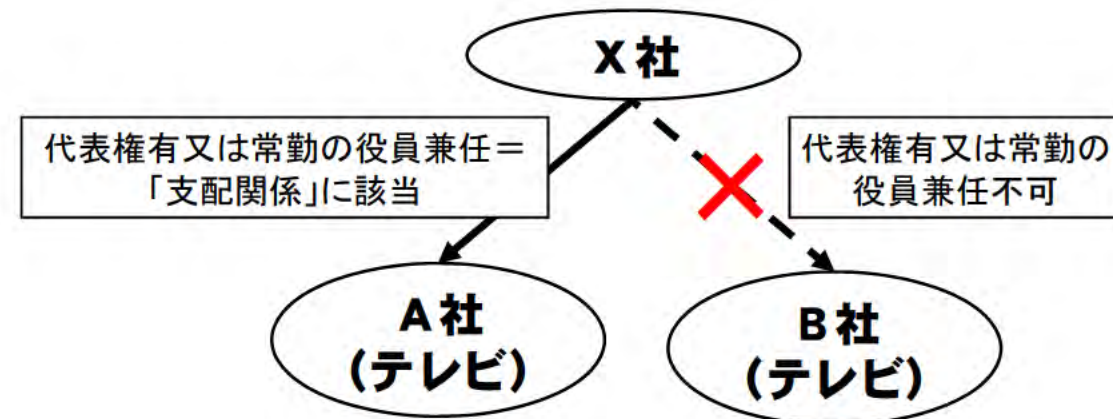
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複しない場合)



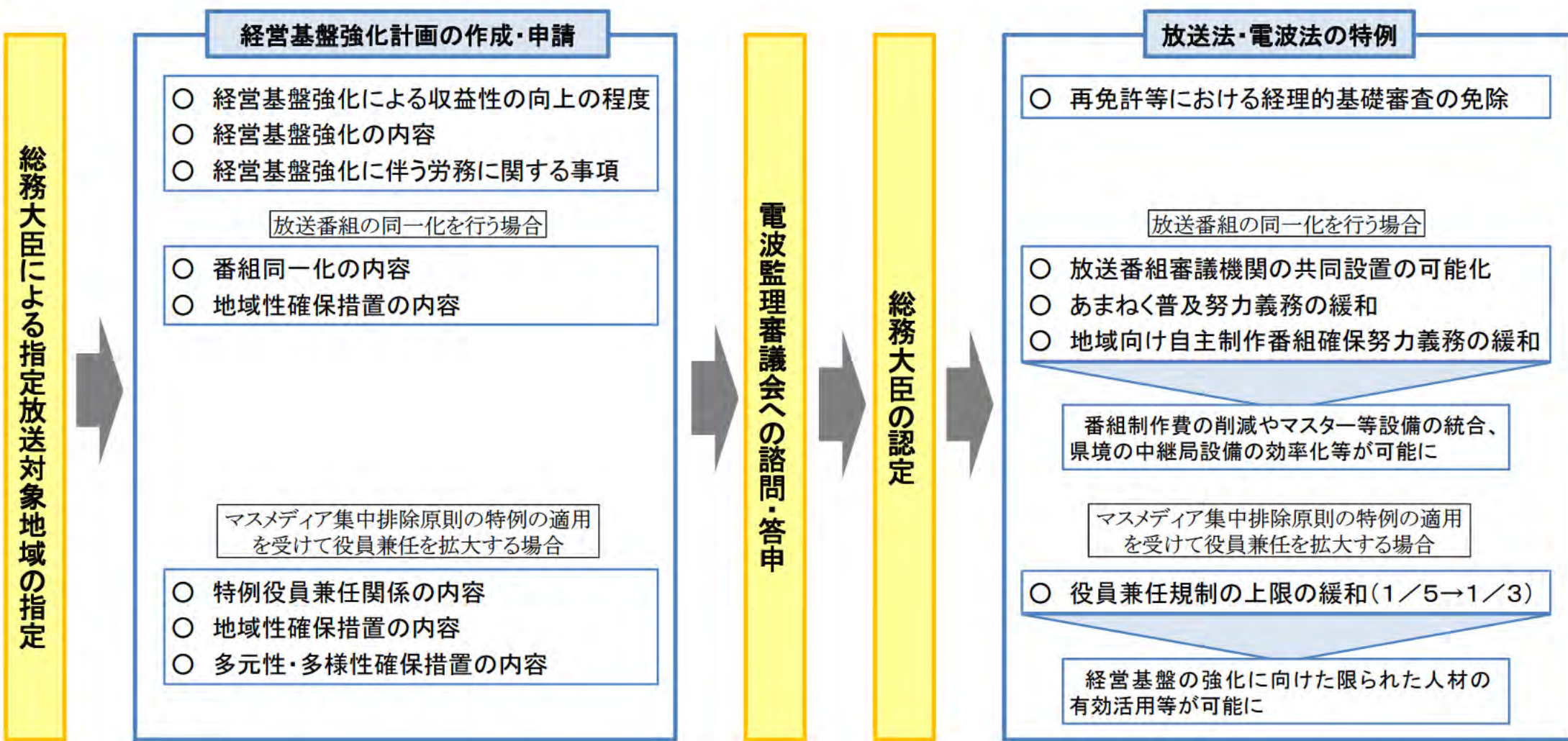
役員兼任による支配の例
(役員兼任比率:5分の1超)



役員兼任による支配の例
(代表役員、常勤役員)の兼任)



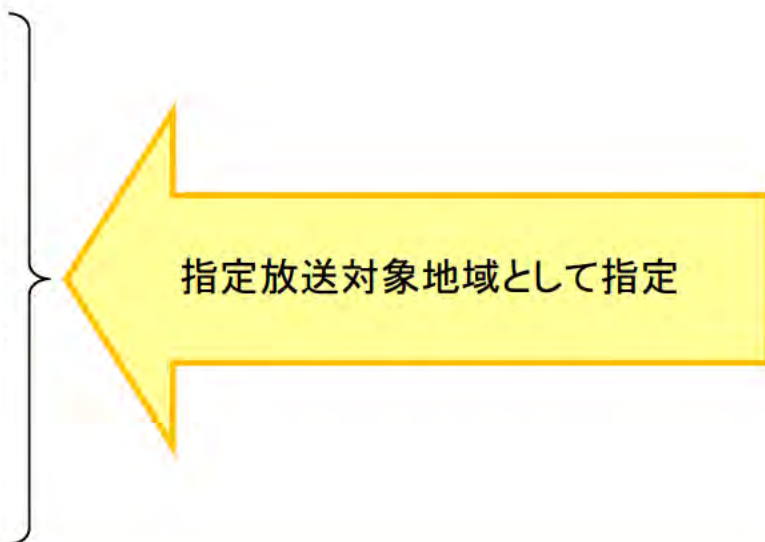
- 地域経済の低迷等に起因して放送事業者の経営状況が悪化する中、地域住民の生活に必要な基幹メディアとして存続するために経営基盤の強化に早期かつ積極的に取り組むことを可能とする制度。
- 経済事情の変動により放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる放送対象地域を「指定放送対象地域」として総務大臣が指定。
- 「指定放送対象地域」に係る基幹放送事業者は、業務の合理化や組織の再編成等により収益性の向上を図る「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けた場合、放送法・電波法の特例が適用。



- 収入の現状、先行きの見通しともに厳しいラジオに係る放送対象地域を指定放送対象地域に指定。
- 収入が全国の平均を大きく上回るAMの三大広域圏を除くラジオの放送対象地域を指定。

「基幹放送普及計画」(抜粋)
【放送対象地域と放送系の数の目標】

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
中波放送	広域放送	関東広域圏及び近畿広域圏の各区域	3
		中京広域圏	2
	県域放送	北海道、福岡県及び沖縄県の各区域	2
		群馬県、埼玉県、千葉県、愛知県、三重県、大阪府、奈良県、福岡県及び沖縄県を除く府県の各区域(滋賀県及び京都府、鳥取県及び島根県並びに佐賀県及び長崎県については、それぞれの府県の区域を併せた区域)	1
短波放送	全国	1	
超短波放送	県域放送	北海道、東京都、新潟県、愛知県、大阪府及び福岡県の各区域	2
		茨城県、新潟県、愛知県、大阪府及び福岡県を除く府県の各区域(鳥取県及び島根県については、両県の区域を併せた区域)	1
	外国語放送	東京都の特別区の存する区域、名古屋市、大阪市及び福岡市をそれぞれ中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	1



指定放送対象地域(放送法第116条の2第1項(抜粋))

国内基幹放送に係る放送対象地域のうち、

- ・ 当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の放送系の数の目標を達成することが困難となるおそれがあり、
- ・ かつ、当該目標を変更することが放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるもの。

- ✓ 放送は、日頃から国民生活に必需の情報をあまなく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を広範な国民に対し瞬時に伝達できることから、極めて高い公共性を有する社会基盤の一つとなっている。
- ✓ 放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、放送設備の安全・信頼性を確保するために、放送の業務に用いられる電気通信設備に対して技術基準を整備。

放送法における技術基準適合維持義務

(設備の維持)

第111条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

【放送法施行規則に安全・信頼性に関する技術基準を規定】

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○ 予備機器等 | ○ 送信空中線に起因する誘導対策 |
| ○ 故障検出 | ○ 防火対策 |
| ○ 試験機器及び応急復旧機材の配備 | ○ 屋外設備 |
| ○ 耐震対策 | ○ 放送設備を収容する建築物 |
| ○ 機能確認 | ○ 耐雷対策 |
| ○ 停電対策 | ○ 宇宙線対策 |
| | ○ サイバーセキュリティの確保 |

- ・特定地上基幹放送事業者においては、法第112条
- ・基幹放送局提供事業者においては、法第121条
- ・登録一般放送事業者においては、法第136条に、同様の技術基準への適合維持義務を規定。

放送品質に関する省令

- ・ 中波放送に関する送信の標準方式
- ・ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式
- ・ 衛星一般放送に関する送信の標準方式
- ・ 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式
- ・ 超短波放送に関する送信の標準方式
- ・ 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式
- ・ 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令

放送法における重大な事故が発生した場合の報告義務

(重大事故の報告)

第113条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

- ・特定地上基幹放送事業者においては、第113条第2項
- ・基幹放送局提供事業者においては、法第122条
- ・登録一般放送事業者においては、法第137条に、同様の報告務を規定。

重大事故の定義(放送法施行規則第125条、第157条)(要約)

放送の種類	基幹放送事業者(認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者)、基幹放送局提供事業者			登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	移動受信用地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
地上デジタル放送 中波放送 超短波放送 短波放送 コミュニティ放送	マルチメディア放送 (V-Lowは空中線電力500W超、 V-Highは空中線電力3W(非再生 中継方式局は50W)超)	BS放送 東経110度CS放送	東経124/128度CS放送 等	ケーブルテレビ	
報告の対象	設備に起因して放送の全部または一部を停止させた事故				
停止時間	親局：15分以上 (コミュニティ放送の親局は2時間以上) 重要な中継局：2時間以上	親局：15分以上 中継局：2時間以上	15分以上	2時間以上	2時間以上
影響利用者数	-	-	-	-	3万以上

放送法における設備に関する報告・検査義務

(設備に関する報告及び検査)

第115条 総務大臣は、第百十一条第一項、第百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

- ・特定地上基幹放送事業者においては、第115条第2項
- ・基幹放送局提供事業者においては、法第124条
- ・登録一般放送事業者においては、法第139条に、同様の報告義務を規定。

災害時における放送の役割

- 放送は、**災害情報の提供をはじめとして、国民の生命・財産の安全確保に大きな役割**を果たしている。
- 放送法(第108条)では、基幹放送事業者に対し、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合等における災害放送を義務づけ。また、災害対策基本法(第6条)において、指定公共機関(内閣総理大臣が指定)であるNHK及び指定地方公共機関(都道府県知事が指定)に指定されている放送事業者は、災害に関する情報の収集及び伝達の努力義務が課されている。
- **県域放送は都道府県レベルの広域情報、ケーブルテレビ等は市町村レベルの地域情報**を中心に、それぞれの特色を活かした災害放送を実施。

災害放送の例

県域放送が提供する広域の情報



東日本大震災の報道の例
 (出典)「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」第2回会合 民放連説明資料

CATVが提供する市町村単位の情報

きょう 14日 木更津市 自主避難所の開設
 自主避難する際には、食料・飲料水、着替え、ラジオなど最低限の必需品を準備してください。

【開所時間】午後9時30分まで
 ○文京公民館 ○清見台公民館
 ○畑沢公民館 ○金田地域交流センター

※午後9時30分の段階で自主避難者がいない場合は閉鎖

きょう 14日 木更津市 携帯電話の充電場所

日時=9月14日(土)午後9時30分まで
 場所=岩根公民館 清見台公民館 文京公民館
 岩根西公民館 東清公民館 畑沢公民館
 中郷各公民館 金田地域交流センター
 市民活動支援センター

日時=9月14日(土)午後5時まで
 場所=市民総合福祉会館

日時=9月14日(土)午後5時15分まで
 場所=木更津市役所 朝日庁舎

関連法令

○放送法(昭和25年法律第132号)

(災害の場合の放送)

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、**暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。**

○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

(情報の収集及び伝達)

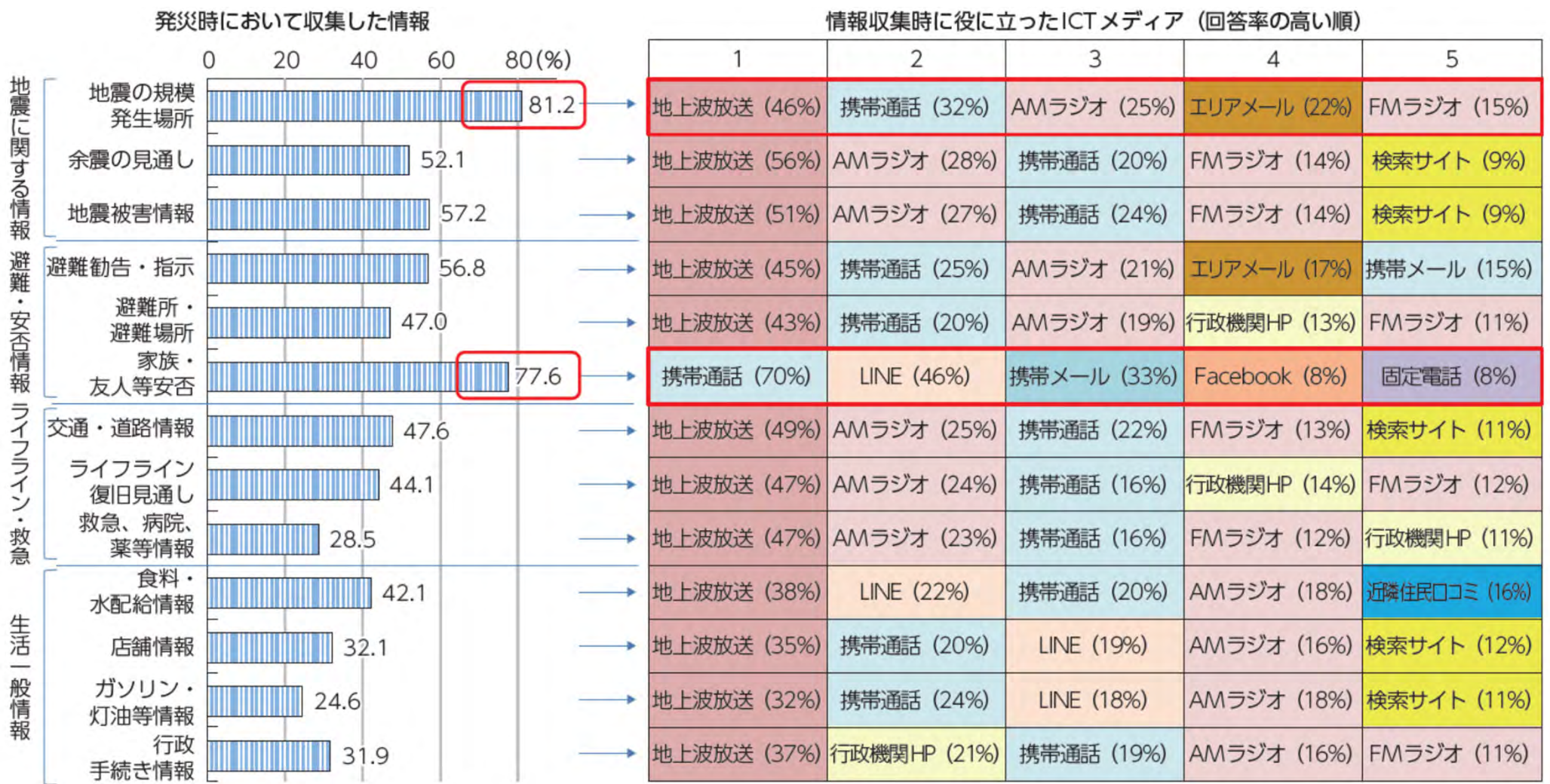
第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、**指定公共機関(※1)及び指定地方公共機関(※2)**、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。)は、**法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。**

※1 日本放送協会が指定を受けている。

※2 都道府県ごとに異なるが、放送事業者(地上民放(テレビ、ラジオ)、ケーブルテレビ事業者)が指定されているケースが多い。

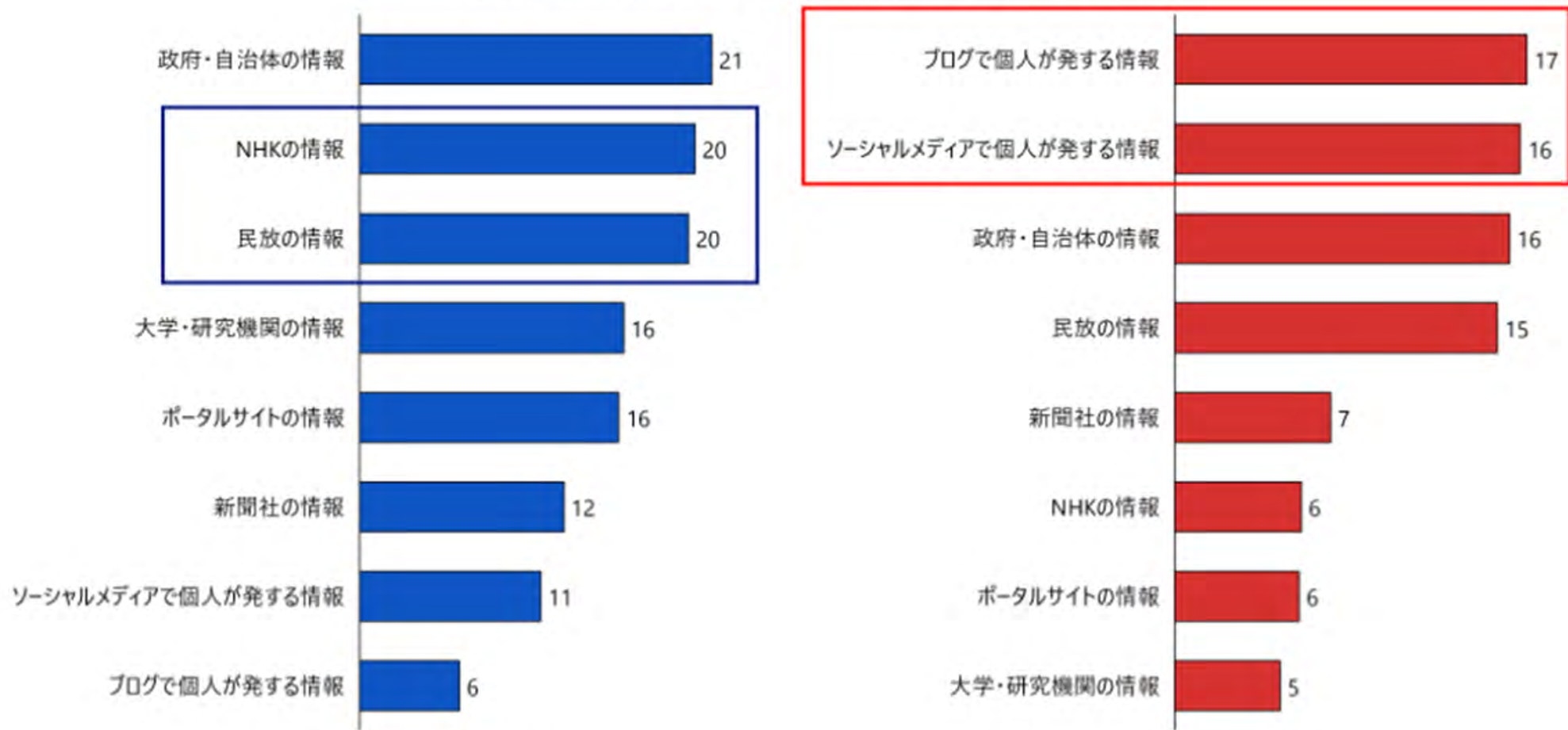
災害時における放送の有効性(熊本地震の事例)

- 熊本地震の発災時においては、地震情報や安否情報等の収集ニーズが特に大きかった。
- 情報収集手段については、**情報種別全般にわたり地上波放送が役に立ったとの回答が多かった。**次いで携帯電話、AMラジオ、インターネットと続いた。



(出典) 総務省「熊本地震におけるICT利活用状況に関する調査」(平成28年)

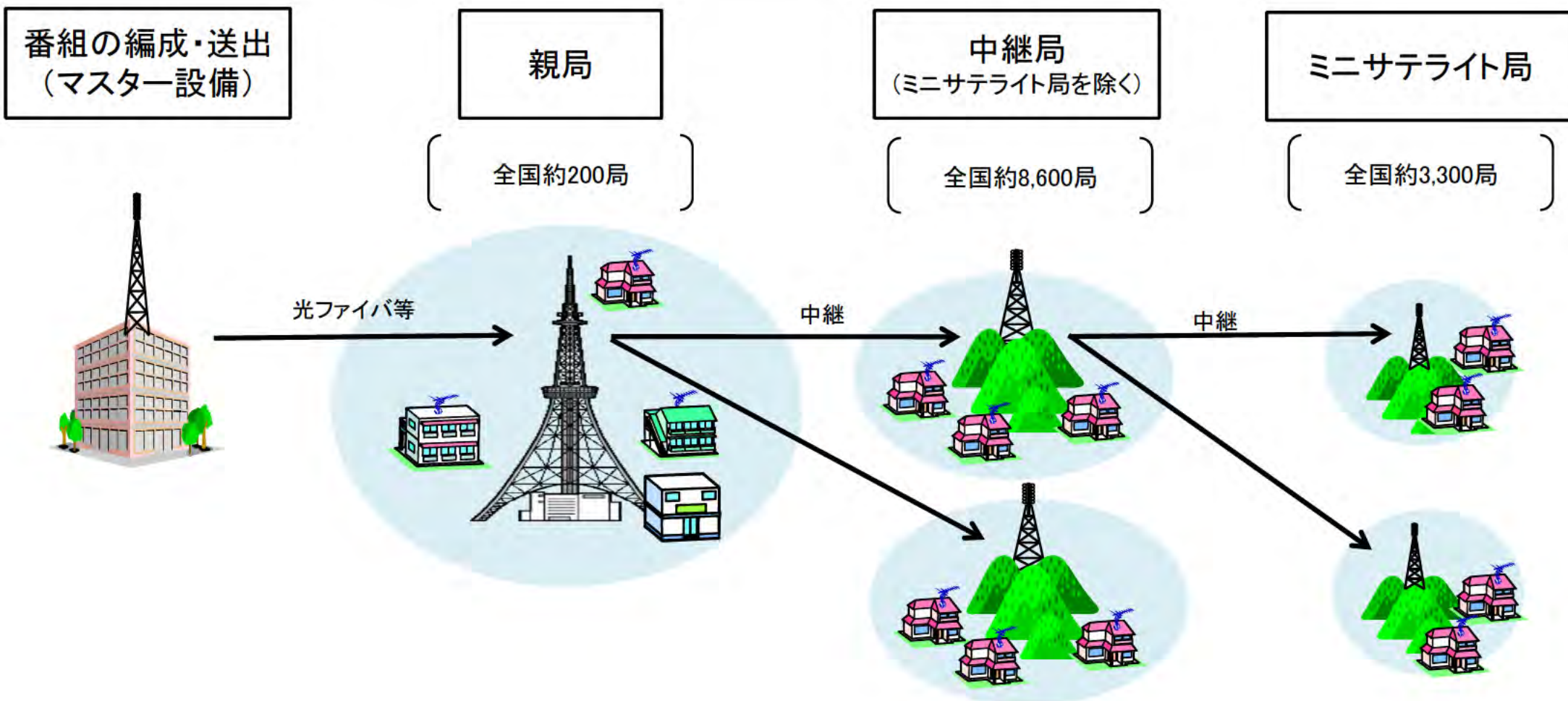
信頼度が上がったメディア (左)、信頼度が下がったメディア (右)
 (回答者全体 (N=3098)、それぞれの情報発信主体で単一回答、%)



(出所) NRI 「新型コロナウイルス感染拡大による生活の変化に関するアンケート」 (2020年4月)

3. 放送ネットワークインフラ

○ 地上テレビジョンの放送ネットワークは、放送番組の編成・ネットワークへの送出を行うマスター設備や放送波の送信を行う無線局(親局・中継局)等から構成されている。



※ ミニサテライト局とは、地上デジタル放送の場合、一般的に、空中線電力が0.05W以下のものをいう。

規制改革実施計画を踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合の技術的可能性やコストベネフィットの比較考量を調査し、将来的な地上放送インフラのあり方を検討する。【令和3年度当初予算:1.0億円】

1. 技術的可能性の検証

【ブロードバンドによる代替放送の技術的課題】

- ・ 回線容量の逼迫
- ・ サーバ飽和による輻輳・遅延の発生
- ・ 災害等により視聴者数が激増した場合でも対応可能か

① 5G（実証実験）

- ・ 災害時等を含め安定した放送品質の確保
従来のベストエフォート型インターネット網で実現可能か、帯域保証型ネットワークの導入が必要かを検証
- ・ 輻輳・遅延の軽減
従来のクラウドコンピューティング技術で問題ないか、エッジコンピューティング技術（分散処理）の導入が必要かを検証
- ・ 一斉配信に最適な通信方式
視聴者数や通信容量等の条件に応じた、ユニキャスト（大人数への一斉配信には不向き）とマルチキャストの比較

② 光ファイバー（シミュレーション）

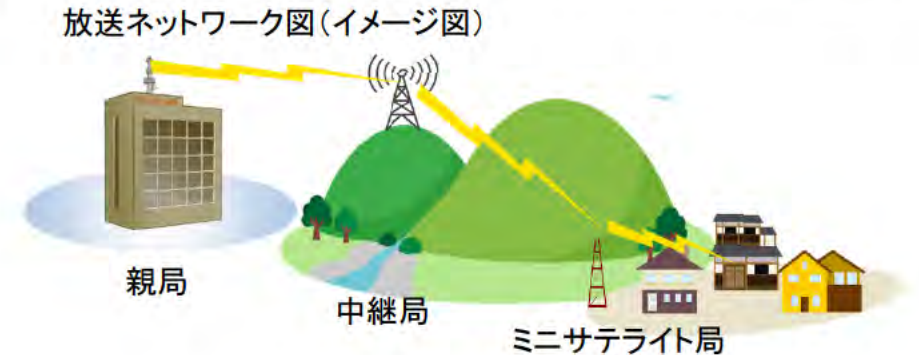
- ・ 光ファイバインフラの敷設・補強の必要性の有無
- ・ 災害等により視聴者数が一時的に激増した場合でも放送番組を確実に伝送可能かを検証

2. コストベネフィットの比較考量

- ・ 通信キャリアへのヒアリング等により、追加コスト（設備費用、インフラ利用料等）の検討
- ・ 放送事業者・電気通信事業者・視聴者のコストベネフィットをモデル化・評価

3. 将来の地上放送インフラのあり方に関する検討

- ・ 放送事業者が活用可能な将来的なネットワークのあり方に係る選択肢を提示
- ・ ブロードバンドによる代替放送に求められる技術基準の検討



光ファイバの整備状況

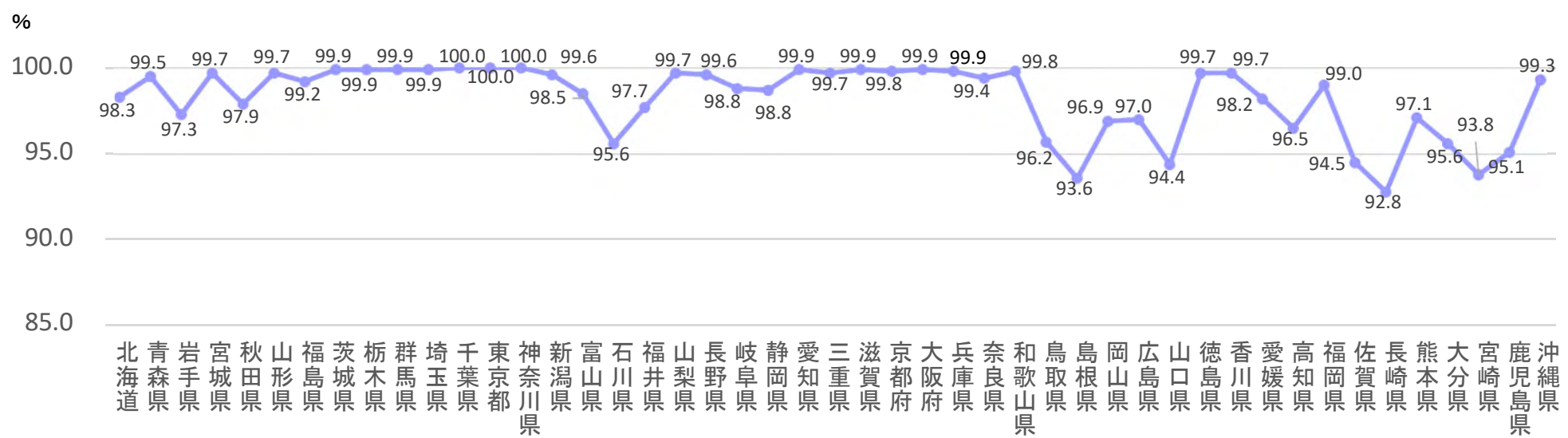
- 光ファイバの整備率(世帯カバー率)は、令和2年3月末で99.1%(未整備53万世帯)まで整備されている。未整備世帯数は、前年調査(平成31年3月末時点)と比較して、約13万世帯減少した。
- 都道府県別の整備率については、離島や山間地等を多く有する地方公共団体において、一部整備が遅れている。

令和2年3月末

99.1%
(未整備53万世帯)

※ 住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(小数点第二位以下を四捨五入)。

都道府県別の光ファイバ等整備率



【参考】「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」(令和2年12月)の概要

- ◆ 総務省は「①条件不利地域のエリア整備(基地局整備)」、「②5Gなど高度化サービスの普及展開」、「③鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策」、「④光ファイバ整備」を、一体的かつ効果的に実施するため、「ICTインフラ地域展開マスタープラン」を令和元年6月に策定。(令和2年7月に改定し、「同マスタープラン2.0」を策定。)
- ◆ 「マスタープラン2.0」策定後の進捗や新たな取組等を反映するとともに、複数の携帯電話事業者から、今後10年間で5G基地局整備などに、それぞれ2兆円程度の設備投資を行う計画が示されたことを踏まえ、5G基地局の整備目標を現状に即したものに直す必要があることなどから、マスタープランの改定を行い、「マスタープラン3.0」を策定(令和2年12月)。
- ◆ 「マスタープラン3.0」を着実に実行することにより、5Gや光ファイバの全国展開を大幅に前倒しする。

マスタープラン2.0からの進捗

- ・4G用周波数の5G化にかかる制度整備(2020年8月)
- ・ローカル5G用の周波数の拡大(2020年12月)
- ・新幹線トンネルの対策完了(2020年12月)
- ・令和2年度二次補正「高度無線環境整備推進事業」による光ファイバ整備の推進(2020年7月～)

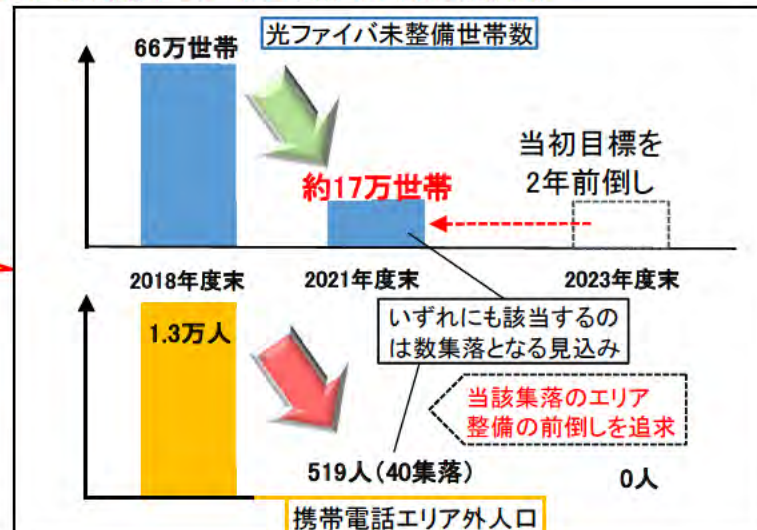
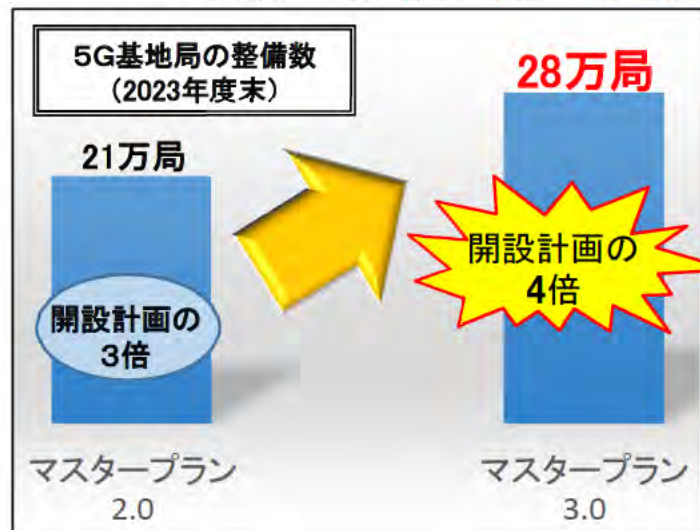
新たな取組・整備目標

1. 5G用周波数として1.7GHz帯(東名阪以外)を追加
2. 5G基地局設備等におけるインフラシェアリングを推進
3. ブロードバンドのユニバーサルサービス化等の検討
4. 5G基地局を2023年度末までに28万局以上整備
5. 光ファイバ未整備世帯数を2021年度末までに約17万世帯に減少
6. 光ファイバ、携帯電話ともに利用できない地域の早期解消をめざす

新幹線トンネルの対策完了

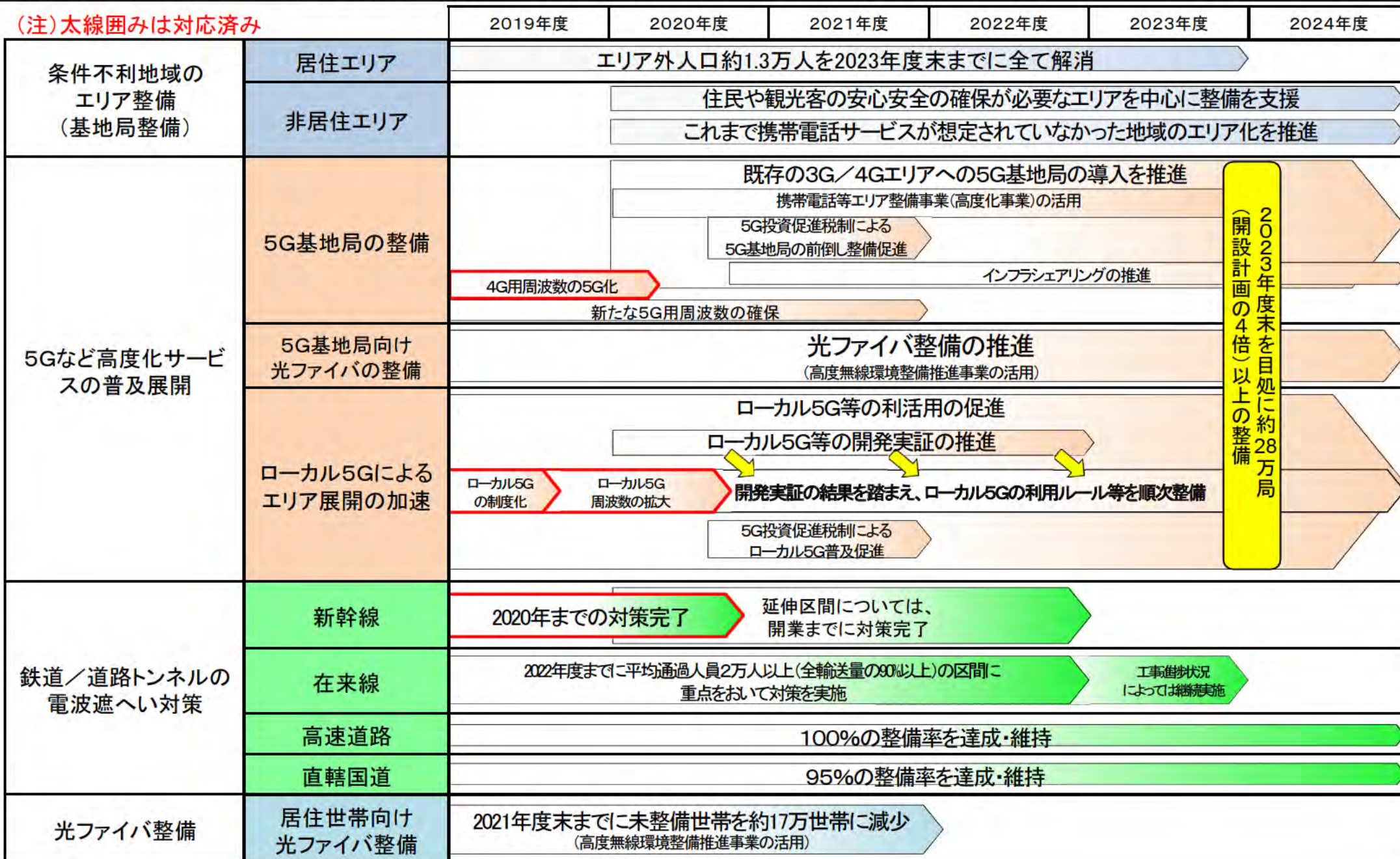


5G基地局・光ファイバの早期全国展開、BB未整備地域の解消



【参考】「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」の概要(ロードマップ)

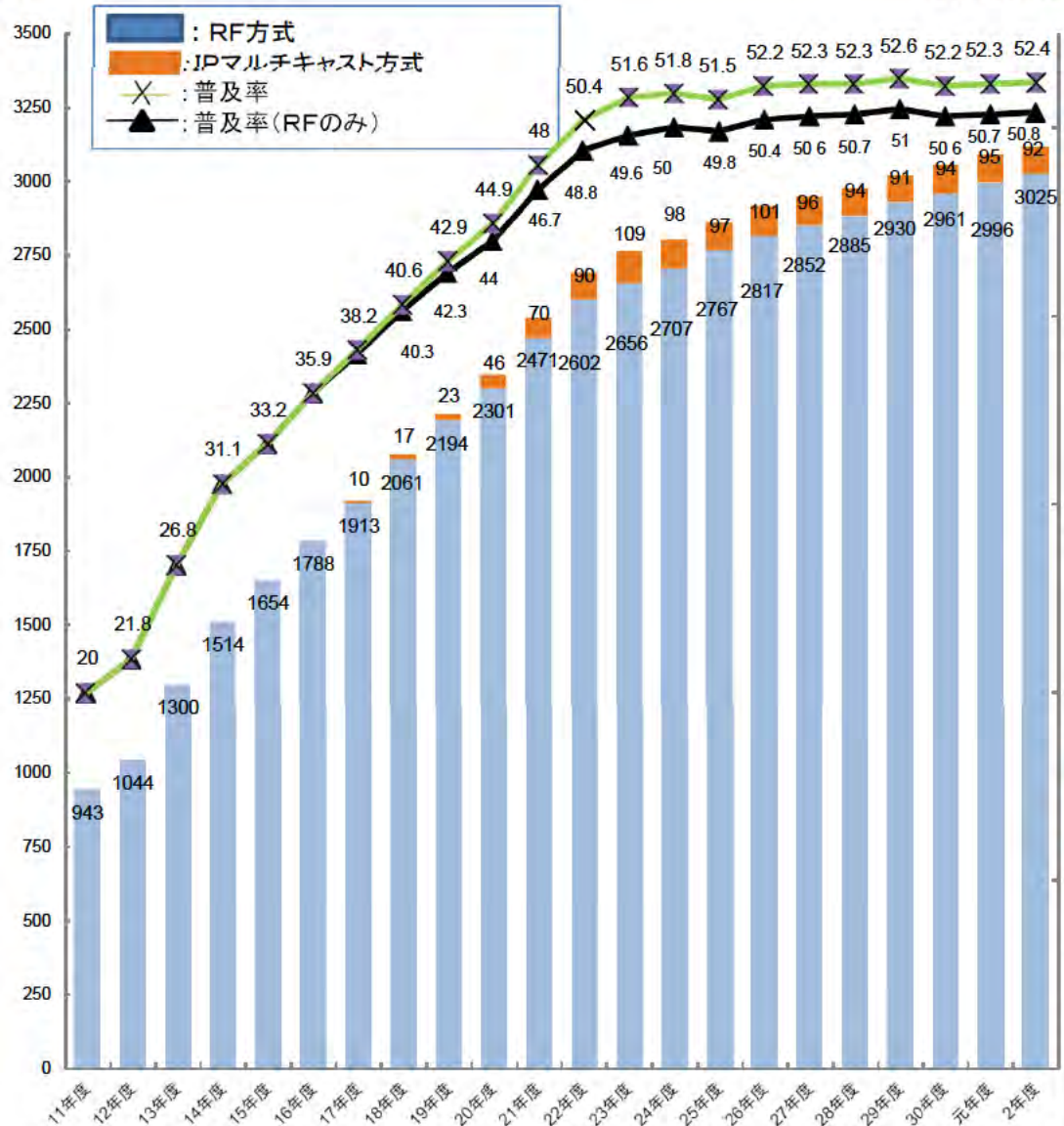
「条件不利地域のエリア整備(基地局整備)」、「5Gなど高度化サービスの普及展開」、「鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策」、「光ファイバ整備」を、一体的かつ効果的に実施する。



ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移

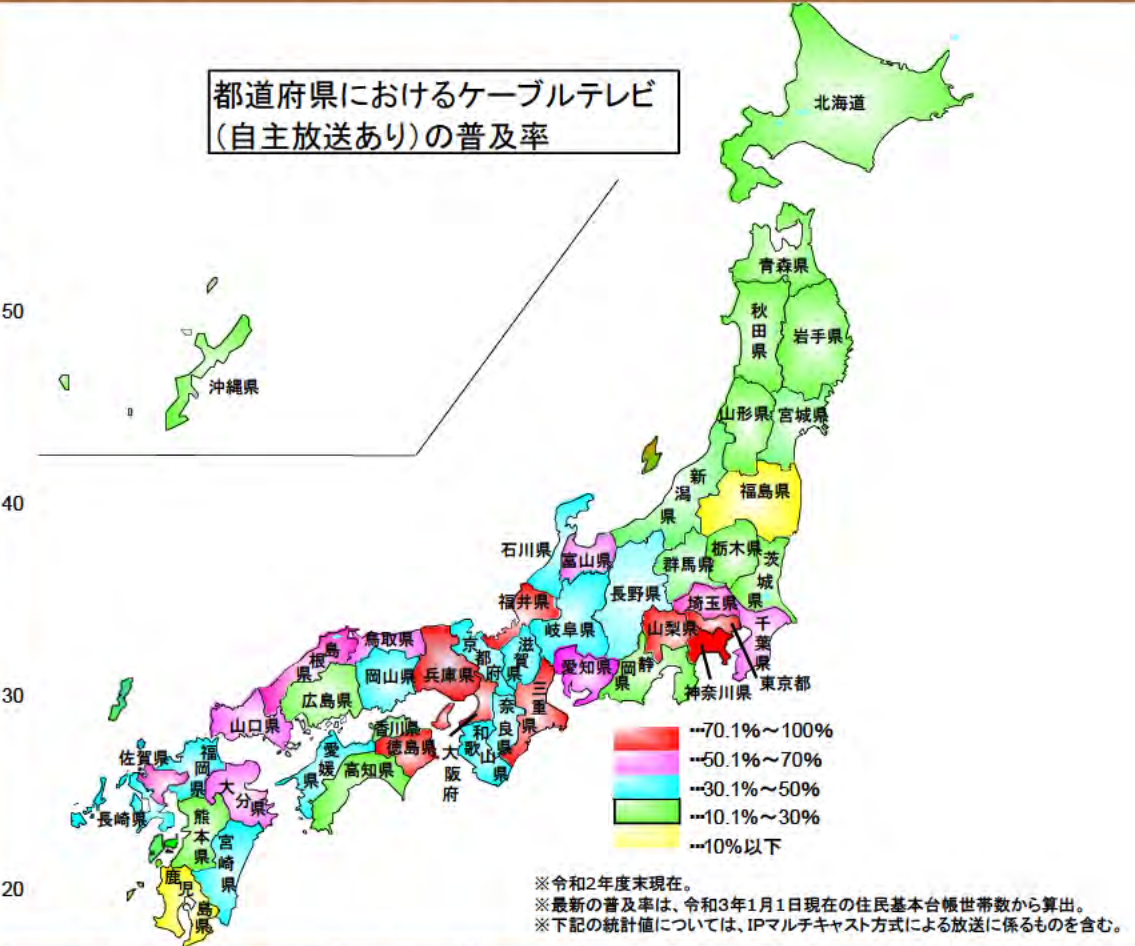
ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加し、令和2年度末には 3,117万世帯、普及率は52.4%に達している。

[万世帯] [普及率%]



※ 最新の普及率は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
 ※ 平成22年度までは自主放送を行う旧有線テレビジョン放送法の許可施設(旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で当該施設と同等の放送方式のものを含む。)、平成23年度以降は登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数、普及率の推移。
 ※ RF方式における「加入世帯数」は、登録に係る有線電気通信設備の総接続世帯数(電波障害世帯数を含む)を指す。

都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



※ 令和2年度末現在。
 ※ 最新の普及率は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
 ※ 下記の統計値については、IPマルチキャスト方式による放送に係るものを含む。

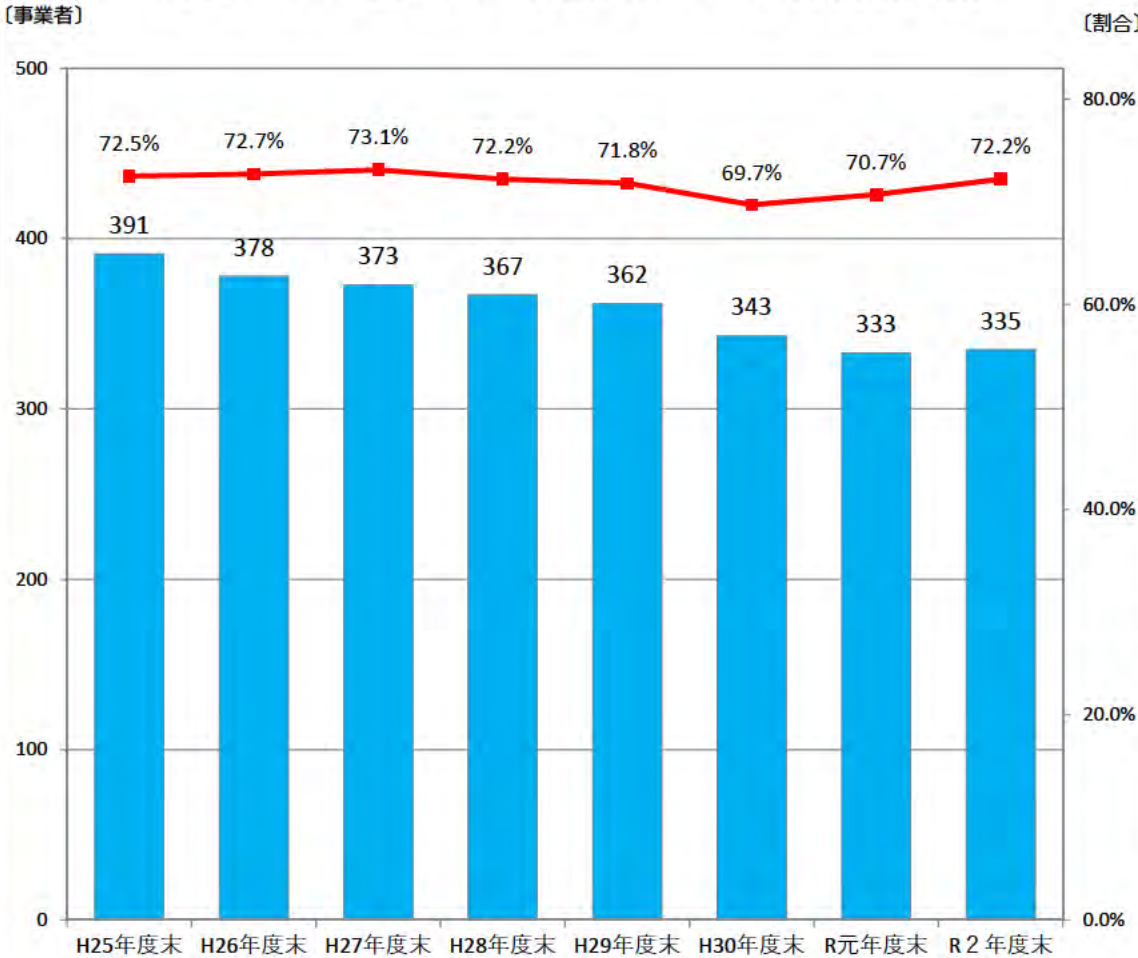
都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	26.8%	埼玉県	56.8%	岐阜県	39.1%	鳥取県	63.0%	佐賀県	54.1%
青森県	17.6%	千葉県	57.8%	静岡県	28.2%	島根県	55.7%	長崎県	35.7%
岩手県	18.3%	東京都	78.5%	愛知県	53.5%	岡山県	33.5%	熊本県	29.3%
宮城県	27.0%	神奈川県	72.6%	三重県	72.3%	広島県	29.9%	大分県	70.0%
秋田県	17.1%	新潟県	22.0%	滋賀県	38.2%	山口県	63.4%	宮崎県	42.5%
山形県	17.0%	富山県	68.0%	京都府	47.9%	徳島県	91.1%	鹿児島県	7.9%
福島県	4.0%	石川県	42.7%	大阪府	86.6%	香川県	23.5%	沖縄県	19.0%
茨城県	22.0%	福井県	76.4%	兵庫県	72.9%	愛媛県	37.6%	全国	52.4%
栃木県	24.6%	山梨県	81.4%	奈良県	48.7%	高知県	25.5%		
群馬県	14.2%	長野県	48.1%	和歌山県	38.3%	福岡県	46.7%		

「地上デジタル放送のみの再放送サービス」の導入状況

(1) 導入状況

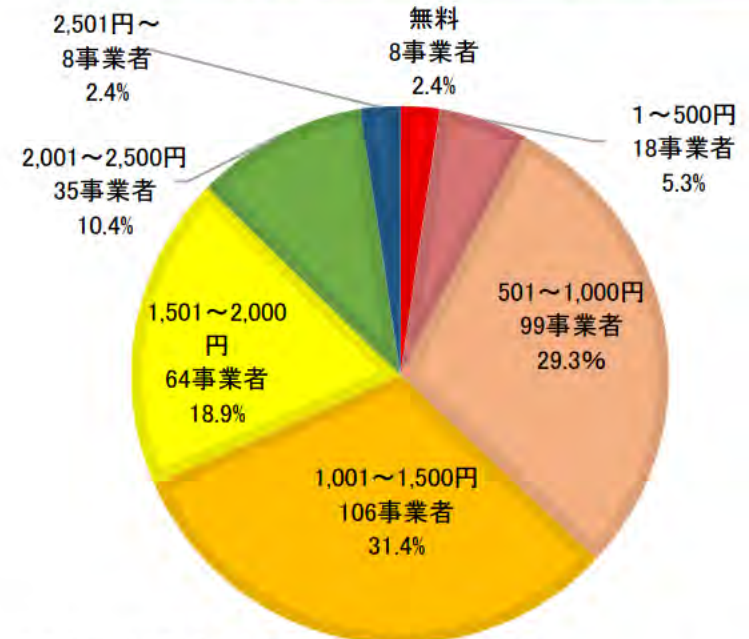
● 令和2年度末現在、「地上デジタル放送のみの再放送サービス」を提供している事業者は335者(72.2%)。

「地上デジタル放送のみの再放送サービス」導入事業者数



※ 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者を対象として調査を行ったもの。(一部の地域のみサービスを提供している事業者を含む。)

(2) 提供料金の内訳 (令和2年度末調査)



※ S T B のレンタル料金を含まない月額料金 (税込み)。
 ※ 複数の料金体系を持つ事業者及び無回答の事業者がいるため、導入事業者数の合計とは一致しない。

(3) 「地上デジタル放送のみの再放送サービス」の導入に向けた登録一般放送事業者等への再要請 (平成30年11月) 関連部分要点抜粋

[要請先]

有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者、
 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

[要請の内容]

地上デジタル放送の視聴環境の一層の改善のため、地上デジタル放送のみの再放送サービス」の導入に向け、別表に掲げる導入状況も参考としつつ、**より視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討すること。**

また、同サービスを導入する際、料金に関し契約約款を定め、総務大臣に事前届出を行うとともに、報道発表、契約約款の掲示、ホームページにおける表示又は請求書等へのパンフレットの同封等の方法により、**広く同サービスに関する視聴者への情報提供に積極的に取り組むこと。**

- 地上放送波が届かない山間地や辺地の地域における難視聴の対応として、主に自治体ケーブル(自治体又は第三セクターが運営するケーブルテレビ)や辺地共聴施設が整備、運営されている。
- 自治体ケーブルや辺地共聴施設は、地上デジタル放送への移行に伴い、国の支援等により増加した。
- 対象地域における人口の減少、設備の老朽化や被災に伴う負担増等により、維持が困難になってきている自治体ケーブルや辺地共聴施設は年々増加している。

地上デジタル放送への移行における主な国の支援

【自治体ケーブル】

○地域情報通信基盤整備推進交付金(ICT交付金)

事業概要 … 地理的な制約から民間事業者の投資による情報通信環境の整備が期待できないことにより情報格差が生ずる市町村又はその連携主体に対し、地域の情報格差の是正を図るために必要となる施設及び設備の設置に要する経費の一部を補助。

実施年度 … 平成18年度～平成21年度

補助実績 … 約130者

※本補助事業の目的が「地デジ難視聴対策」である自治体ケーブル。

このうち約60者は、平成17年度～平成23年度の間に登録一般放送事業者として登録。

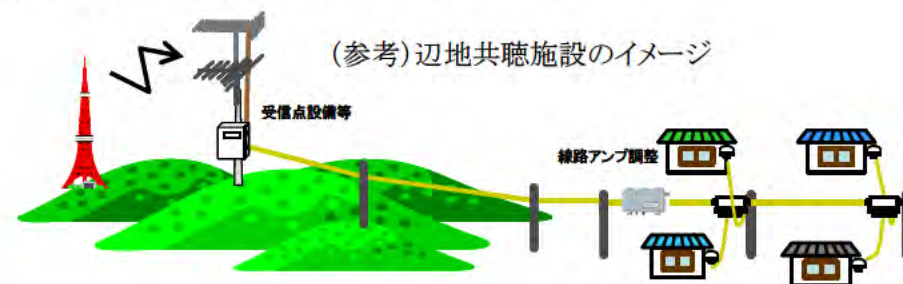
【辺地共聴施設】

○辺地共聴施設整備事業

事業概要 … 辺地共聴施設のデジタル化の改修を行うにあたり、受信点の新設・改修等を行う等、住民の負担が著しく過重となる場合に、辺地共聴施設の整備費用の一部を補助。

実施年度 … 平成19年度～平成26年度

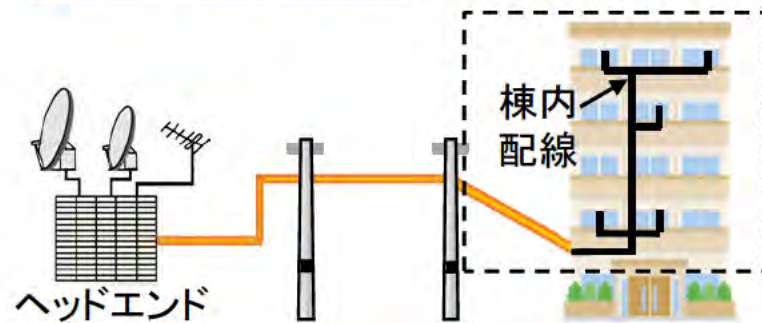
補助実績 … 約5,800施設



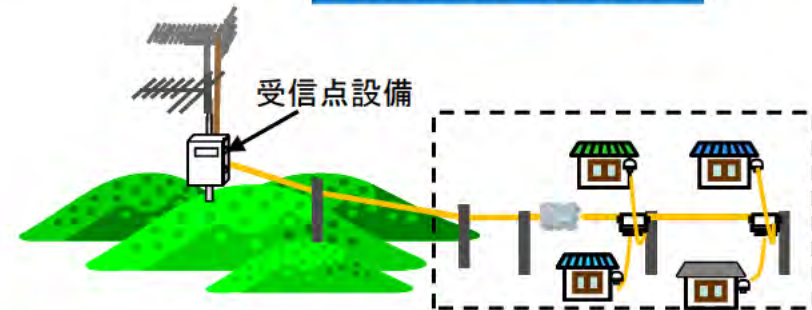
- ケーブルテレビを取り巻く環境において、「集合住宅における新4K8K衛星放送の視聴環境の整備」や「過疎地域における共聴施設の老朽化対策」が課題。
- 近年実用化されたローカル5Gの技術を活用し、ケーブルテレビの伝送路の一部を無線に置き換え、現在よりも簡便かつ低廉な視聴環境整備を実現するための調査研究を実施中。

【2か年：令和3年度1.3億円、令和4年度概算要求額1.3億円】

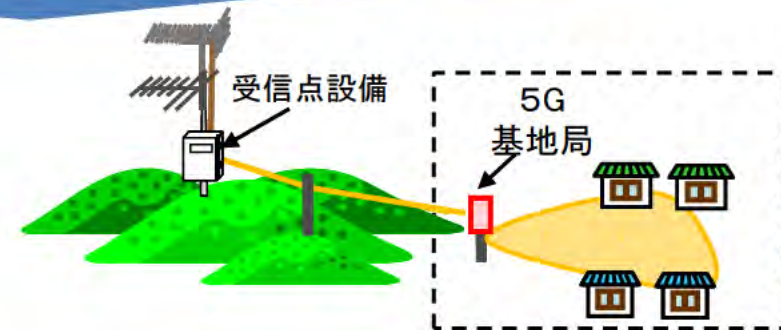
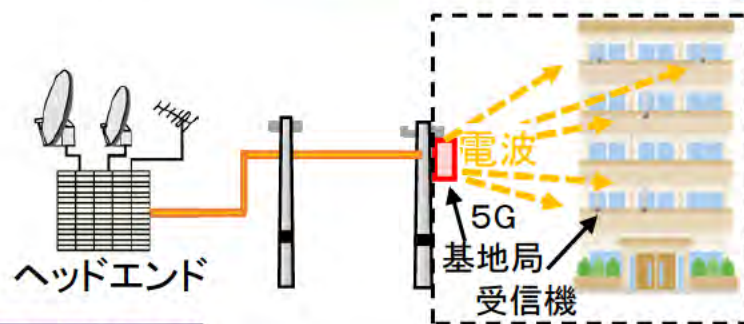
集合住宅の新4K8K衛星放送視聴環境整備



共聴施設の老朽化対策



伝送路の一部をローカル5Gで代替



調査研究の概要

- 1年目：ケーブルテレビの伝送路をローカル5Gで代替するための基盤技術開発及びモデルシステム構築
- 2年目：モデルシステムを用いた技術検証及び技術基準の検討



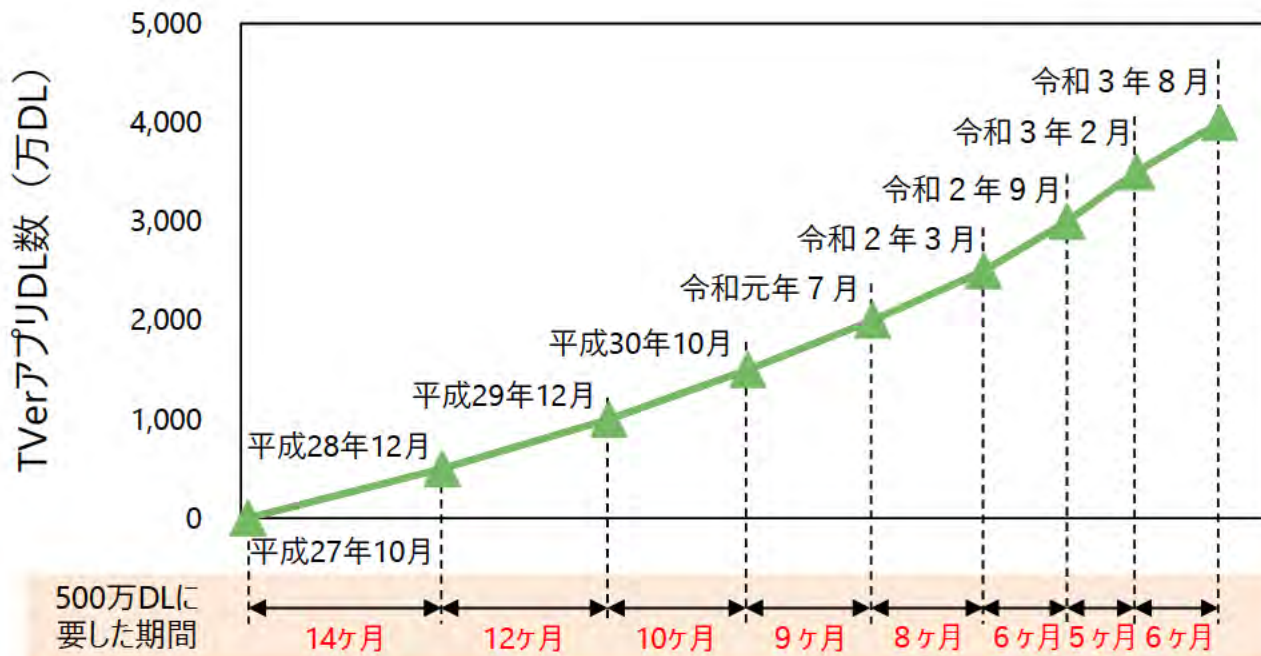
- ✓ より簡便かつ低廉な視聴環境整備を推進。
- ✓ 今後の5G普及に伴い、機器の更なる低廉化が期待。

4. 放送コンテンツのインターネット配信

民間放送事業者におけるネット配信の取組(ティーバーの概要)

- リアルタイムでの視聴ができなかった視聴者をターゲットとして、放送後一定期間限定で見逃し配信しているほか、ネット同時配信に関する実証実験等において、「TVer」を活用している。
- 民放公式テレビポータル「TVer」を活用した、地上波の放送番組のネット同時配信については、日本テレビが令和3年10月2日から開始しており、テレビ東京は令和3年12月、テレビ朝日は令和4年1月、TBSテレビ及びフジテレビジョンは令和4年3月中に開始する考えを、定例会見・記者発表会でそれぞれ明らかにしている。
- 令和3年3月の月間動画再生数は1億8,305万回、月間ユーザー数は1,622万人を記録したほか、令和3年8月にはスマートフォン・タブレットアプリ、コネクテッドTVを合わせた累計のアプリダウンロード数が4,000万を超えた。

TVerアプリのダウンロード数(累計)の推移



(参考)
 ウェザーニュースアプリ 2,500万(令和3年1月)
 PayPay登録者数 3,500万(令和3年1月)

出典：「TVer」のプレスリリース(令和3年8月25日)資料等より作成

サービス名	TVer(ティーバー)
開始時期	平成27年10月26日
関係民放社	①日本テレビ放送網(株)、②(株)テレビ朝日、③(株)TBSテレビ、④(株)テレビ東京、⑤(株)フジテレビジョン、⑥(株)毎日放送、⑦朝日放送(株)、⑧読売テレビ放送(株)、⑨関西テレビ放送(株)、⑩テレビ大阪(株)ほか各局で連携
提供期間等	原則1週間(放送終了後から次回放送まで)
料金	無料
対象デバイス	パソコン、スマートフォン、タブレット、FireTV Stick、一部TV(Android TV等)
配信コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ・各社放送中のドラマやバラエティ(令和3年8月時点 約400番組 毎週更新) ・「TOKYO 2020」オリンピックについて、「gorin.jp」と連携し、民放各局が地上波で放送する競技映像を無料でライブ配信したほか、ハイライト動画等の配信も実施。 ・令和元年8月26日よりNHKが番組提供を開始(令和3年9月7日時点で5番組、7本を提供)
広告	あり
字幕	一部のドラマ番組で対応開始(令和2年4月～)
倍速再生	令和2年9月より対応開始

在京民放5社におけるネット配信の取組(同時配信)

○ 視聴者からのニーズの高いスポーツ、ニュース番組を同時配信する取組がトライアル的に行われている（スポットイベント配信による一回限りの取組も含む。）。

事業者名	日本テレビ	テレビ朝日	TBSテレビ	フジテレビジョン	テレビ東京	在京民放5社 (実証実験)
配信日・番組	令和2年 10月3日~12月30日 (毎日夜19時頃 ~25時頃) 日テレ系ライブ配信 (ドラマ、ニュース、 バラエティ等) ※日本テレビ、讀賣 テレビ、中京テレビ3社 共同 令和3年 1月2日、3日 第97回 箱根駅伝 令和3年 10月2日~ 日テレ系ライブ配信 (ドラマ、ニュース、 バラエティ等)	令和3年3月29日 サッカーU24国際強化 試合	令和3年1月1日 ニューイヤー 駅伝2021	令和元年 9月14日~10月15日 ワールドカップバレー 2019	月~金曜日の朝 Newsモーニング サテライト	令和2年 1月20日~24日夕方 (16時頃~19時頃) 夕方の報道番組
視聴方法	○TVer	○TVer	○Paravi ○TVer	○FOD ○TVer	○テレ東Biz	○TVer

- 日本テレビは、令和3年10月2日よりプライムタイム（19時から23時頃まで）の番組を中心に、民放公式テレビポータル「TVer（ティーバー）」にて、無料ライブ配信（日テレ系ライブ配信）を開始。

実施概要

- 令和2年10月～12月の3か月間実施したトライアルの結果をもとに、テレビが無い環境でも、スマホやPCで人気番組を地上波と同時に、リアルタイムで視聴できる「テレビ番組の新しい楽しみ方」を提供。
 - ・ サービス名称：日テレ系ライブ配信
 - ・ 配信プラットフォーム：民放公式テレビポータル「TVer（ティーバー）」
- ライブ配信終了後は、「見逃し配信」として引き続き「TVer」で配信（一部番組を除く）。
- スマートフォン、タブレット、PCでの視聴が可能。テレビアプリおよびChromecastを利用した視聴は不可。

**日テレ系
ライブ配信**

日本テレビ ライブ配信番組

- 月曜よる 「有吉ゼミ」 「世界まる見え！テレビ特捜部」 「人生が変わる1分間の深イイ話」 「しゃべくり007」
- 火曜よる 「踊る！さんま御殿!!」 「ザ！世界仰天ニュース」 「一撃解明バラエティひと目でわかる!!」
- 水曜よる 「有吉の壁」 「1億人の大質問!?笑ってコラえて！」 「今夜くらべてみました」 「水曜ドラマ」
- 木曜よる 「THE突破ファイル」 「ぐるぐるナインティナイン」
- 金曜よる 「沸騰ワード10」
- 土曜よる 「I LOVE みんなのどうぶつ園」 「世界一受けたい授業」 「1億3000万人のSHOWチャンネル」 「土曜ドラマ」 「マツコ会議」
- 日曜よる 「博士は今日も嫉妬する 人生が楽しくなる最新テクノロジー」 「ザ！鉄腕！DASH!!」 「行列のできる相談所」 「おしゃれクリップ」 「日曜ドラマ」

中国放送（広島県） 動画配信サービス「RCC PLAY！」



ハンドボール
地元リーグ戦



ホッケー
地元リーグ戦



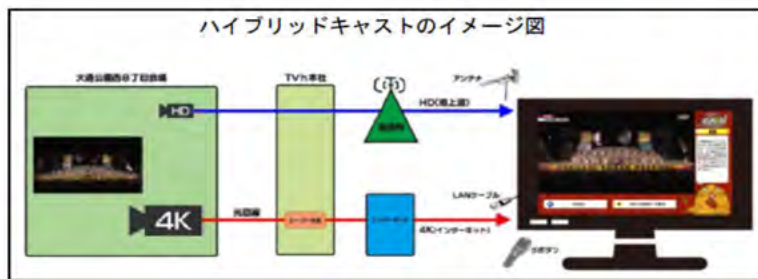
広島カープ
ファン感謝デー

動画配信サービス



- ・ 2017年10月開始。自社制作番組の見逃し配信、オリジナルコンテンツのライブ配信、VOD配信を実施。
- ・ 地元スポーツのライブ配信、VOD配信（一部有料）。ライブコマースも実施。
- ・ 災害時は特番を配信する。

テレビ北海道 ハイブリッドキャストを利用した4Kライブ配信



- ・ テレビ北海道は2018年6月、ハイブリッドキャストを活用し「今夜大賞決定！YOSAKOI ソーラン2018 THE FINAL」の4K映像ライブ配信を実施。予想を上回る約600台の対応テレビに配信された。
- ・ 高精細な4K映像によって演舞全体を見渡せる引きの画でも踊り子一人ひとりの表情まで分かり、臨場感あふれる映像の配信が実現した。
- ・ 放送から通信に切り替える画面ボタンを自社開発し、機材をレンタルで調達するなどの工夫でコストを抑制。入念な準備と人員配置の効率化により、従前とほぼ変わらない撮影、配信体制で実施した。

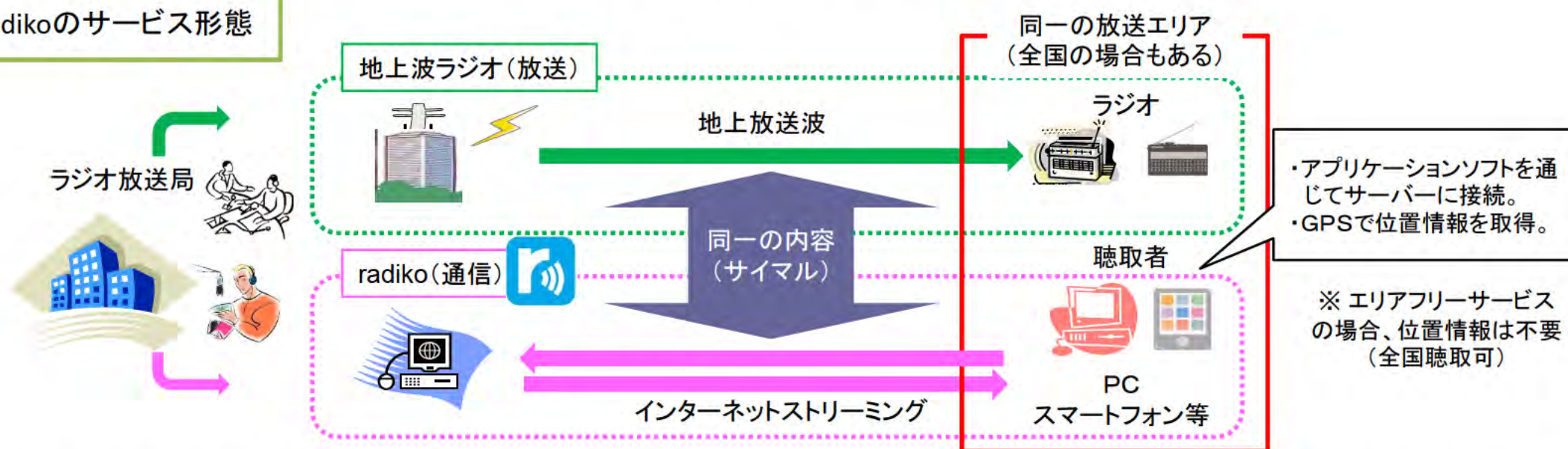
○「radiko.jp」(ラジコ)の概要

- ラジオの放送番組をインターネット経由で同時配信するサービス。(株)電通及び参加するラジオ社が出資して事業会社(株式会社radiko)を設立し、平成22年12月1日よりサービス開始(無料。月間ユニークユーザ数:約890万人(2021年5月時点))。
- パソコン、スマートフォンで利用可能。令和2年9月に民放ラジオ全99局が聴取可能。各事業者の放送対象地域においてサービスを提供。

○「radiko.jpプレミアム」(エリアフリー聴取)の概要

- radikoのサービスを全国で聴取できるサービス。平成26年4月1日よりサービス開始(月額385円(税込)。会員数:約90万人(2021年5月時点))。
 - 民放ラジオ全99局がサービスを提供。
- ※ ラジオNIKKEI第1、ラジオNIKKEI第2及び放送大学は通常のサービスにより全国で聴取可。

radikoのサービス形態



※ NHKも同様のサービス(愛称:らじる★らじる)を提供している。

【出典】radikoホームページ掲載の報道資料等を基に総務省作成

世界的な配信プラットフォームサービスの現状

サービス名	YouTube 	NETFLIX 	Amazon Prime Video 	Disney+ 	Tencent Video 
運営企業	Google < Alphabet Inc > (アメリカ)	NETFLIX Inc. (アメリカ)	Amazon.Com, Inc. (アメリカ)	The Walt Disney Company (アメリカ)	Tencent (中国)
運営企業時価総額	1兆3,930億ドル	2,310億ドル	1兆5,580億ドル	3,350億ドル	7,530億ドル
サービス開始	2005年	2007年	2006年	2019年	2011年
事業モデル	AdVOD	SVOD	SVOD/TVOD	SVOD	AdVOD/SVOD
加入者数/ ユーザー数	20億人以上 (2020年時点)	2億1,356万人 (2021年9月時点)	2億人 (2021年4月時点、 Amazon Prime会員数)	1億1,600万人 (2021年7月時点)	1億2,500万人 (2021年6月時点)
料金	—	月額990円～	月額500円	月額990円	月額約600円

出所:Netflix Quarterly Earnings「Stakeholders Letter」2020 Q4、Netflix Quarterly Earnings「Stakeholders Letter」
Amazon「Investor Relation」、Third Bridge「Forum」、Tencent Holdings Inc「2019 Annual Report」
PwC「Global Top 100 companies by market capitalization May 2021」その他、各社HP等を参考に作成

- ※ SVOD(Subscription Video On Demand) : 定額制動画配信
- TVOD(Transactional Video On Demand) : 都度課金型動画配信
- AdVOD(Advertising Video On Demand) : 広告型動画配信

無料配信

(2021年度予算 191.2億円)

①NHKプラスの提供

インターネットで地上波(総合・教育)を視聴できる動画配信サービスを提供(2020年4月から)

放送同時配信

見逃し番組配信



いつでもNHKの番組を楽しむ
総合テレビやEテレの番組を同時か放送終了後7日間視聴可能

プレイリスト
ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくなりました。

※1 利用者に対価を求めることなく実施。受信契約未確認者に対しては、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。
※2 同時配信は、原則5:00-24:00の提供。

④災害情報等の同時提供

災害情報等をインターネット同時配信



②らじる★らじる

ラジオ放送(第1、第2、FM)のインターネット同時配信(2011年9月から)



※ 2017年度から、民放ラジオ局のネット配信サービスであるradikoでの配信も実施

⑤ハイブリッドキャストサービス

放送と通信が連携した新たなサービスを提供



③NHKワールドJAPAN

外国人向け国際放送(テレビ・ラジオ)のインターネット同時配信等



有料配信 (2021年度予算 22.1億円)

⑥NHKオンデマンド

放送済の番組を有料でインターネット配信
年間延べ約1万4千本の番組を提供



- ◆ NHKプラスはインターネットでNHKの地上波放送番組（総合テレビ・教育テレビの放送番組）を視聴できる動画配信サービス。
- ◆ NHKプラスは**利用者に対価を求めることなく実施される**が、受信契約を確認できない者に対しては、同時配信の画面上に受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示し、見逃し番組配信を利用不可とすることとしている。
- ◆ 2021年9月末時点で、NHKプラスのID登録完了数は約175万件となっている。

放送同時配信



どこでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送と同時に視聴できます。

追いかけて再生

放送中に、番組の冒頭や途中に戻って視聴できます。

※画面はイメージです

※同時配信は、原則5：00-24：00の提供。

見逃し番組配信



いつでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送終了後から7日間視聴できます。

プレイリスト

ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくしました。

※画面はイメージです

(NHKプラス リーフレットより作成)

ネット配信社会実証

- NHKが提供する同時配信サービス・見逃し配信サービス（NHKプラス）については、**現在、受信契約者のみが視聴可能（テレビを保有していないネットのみの利用者は視聴不可）**。
 - 令和3年8月27日、NHKに対し、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、**テレビを保有していない者を対象として、放送番組等の配信を行う社会実証の実施について要請**。
 - 社会実証の詳細は、現在、NHKにおいて検討中であり、**令和4年4月以降に開始予定**。

諸外国の公共放送のインターネット同時配信等の状況

国(公共放送)		英国(BBC)	仏国(FTV)	独国(ARD、ZDF)	フィンランド(Yle)	韓国(KBS)	日本(NHK)
配信プラットフォーム		BBC iPlayer	france.tv	ARD Mediathek ZDF Mediathek	Yle Areena	my K	NHKプラス
開始時期		2007年開始	2012年見逃し番組配信、 2017年同時配信、開始	2007年ZDF Mediathek 2008年ARD Mediathek開始	2007年見逃し番組配信 2013年同時配信開始	2011年開始	2020年開始
同時配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (TVサービスに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	料金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
見逃し番組配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	配信期間	放送後概ね30日間 以内	放送後最低7日間	放送後7日間以内	ノンフィクション番組 90日以内 フィクション番組 1年以内	放送後2週間以内	放送後1週間程度
	料金	無料	無料	無料	無料	無料(一般画質) 有料(高画質)	無料
その他VOD	実施状況 (制度上の位置付け)	× ※2015年サービス 開始、需要の伸び 悩みから2017年終了	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務) ※NHKオンデマンド
	料金	—	有料	無料	無料 ※過去番組の配信は、 Yle Elävä arkistoで 実施	無料(低画質) 有料(高画質)	有料
予算規模 (全体に占める割合)		2018年度 252億円(4.59%)	不明	不明	不明	不明	2020年度 170.3億円(2.4%)

「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」の検討状況

- 令和2年改正個人情報保護法が令和4年4月1日に施行されることを受けて、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」（平成29年総務省告示第159号）（以下「放送分野ガイドライン」という。）の改正に向けて、「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」（※1）を令和3年4月より開催し、視聴データ（※2）の活用とプライバシー保護の両立を目指したルールについて検討。

（※1） 座長：宍戸常寿東京大学大学院法学政治学研究科教授、座長代理：石井夏生利中央大学国際情報学部教授

（※2） 視聴データとは、インターネット接続機能を利用したテレビ受信機等において、番組の視聴状況が分かるデータ

主な検討状況

1 令和2年改正個人情報保護法に基づく放送分野ガイドラインの改正

- 視聴データに関する用語の整理を行った上で、「仮名加工情報」や「個人関連情報」の取扱いの規律について、改正個人情報保護法令で規定されている事項を放送分野ガイドラインに反映（基本的には、放送分野ガイドラインに改正個人情報保護法令と同等の規律を設けることとし、改正個人情報保護法の令和4年4月1日の施行までに、放送分野ガイドラインを改正）。

2 配信サービスに対するガイドラインの適用関係

- 現状、配信サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する場合、電気通信事業ガイドライン（「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」という。以下同じ。）に加え放送分野ガイドラインも適用されるところ、それ以外の配信サービスにおける視聴者の個人情報の取扱いに関し、ガイドラインの適用関係を検討。
- 検討に当たっては、①「公正競争」の確保の観点（※3）と②「安心安全」の保護の観点（※4）をともに考慮し、電気通信事業ガイドラインの改正の動向を踏まえつつ、来年1月以降速やかに検討を開始。

（※3） 「公正競争」の確保の観点：ネット配信においてグローバルプラットフォームの普及が進展しているところ、放送事業者の同時配信等といえどもネットの世界ではあくまで挑戦者の立場であるから、他のネット配信と共通のルールを適用しなければ公正な競争が確保されず、サービスの継続が困難となるおそれはないか。

（※4） 「安心安全」の保護の観点：これから到来するであろう本格的なネット配信時代においても、「放送」が果たしてきた役割に準じた役割、すなわち、老若男女の誰もが安心して視聴できるという「信頼」を寄せることができるサービスを、今後とも、社会全体として何らかの形で確保していく必要があるのではないか。

- 放送コンテンツの同時配信等に係る権利処理の円滑化等のため著作権法の一部を改正する法律が、令和3年5月26日に成立、6月2日に公布された。(令和4年1月1日施行予定)

【制度改正の全体像】

課題1

放送では許諾が不要
となっている場合も
配信では許諾を得る
必要がある



①権利制限規定
の拡充

課題2

放送の許諾を得る際
に、あわせて配信の
許諾を得るのが負担



②許諾推定規定
の創設

課題3

権利の集中管理等がされ
ておらず、個別に配信の
許諾を得るのが負担



③レコード・レコード
実演の利用円滑化
④映像実演の利用円滑化

課題4

利用条件等の契約
交渉が折り合わず、
許諾を得られない



⑤協議不調の場合の
裁定制度の拡充

【対象サービス（「同時配信等」）の範囲】

「同時配信」のほか、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（※）を対象とする。

（※）見逃し配信の期間は、1週間を基本としつつ、月1回放送の番組は1か月とするなど柔軟に対応

＜サービスの実施形態（要件）：放送と同視できるサービスであることを担保>

- ・ 放送番組の内容を変更しないこと（フタかぶせなどによるやむを得ない変更は可）
- ・ 放送事業者やそれと密接な関連を有する者（例：TVer）が主体となって行うこと
- ・ ストリーミング形式で行うこと（複製防止措置を講ずること）

（※）権利者の利益を不当に害するサービスなどは、文化庁が総務省と協議して除外できるようにする。